

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年 6 月16日
【発行者名】	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 花岡 隆司
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号
【事務連絡者氏名】	米山 亮
【電話番号】	03-5524-8161
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	しんきん 3 資産ファンド（ 1 年決算型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

しんきん３資産ファンド（１年決算型）（以下「当ファンド」といいます。「しんきん３資産（１年）」と略して表記する場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。（以下「受益権」といいます。）

委託会社からの依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（振替法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行(売出)価額の総額】

3,000億円を上限とします。

（４）【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上１万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または下記の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

<コールセンター> 0120-781812

携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

<ホームページ> <https://www.skam.co.jp>

（５）【申込手数料】

申込手数料は、購入金額に応じて、購入価額に2.2%（税抜2.0%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

（購入金額とは「買付申込日の翌営業日の基準価額×申込口数」をいいます。）

収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下、「消費税等相当額」といいます。）が課されます。

販売会社が定める申込手数料については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）
＜ホームページ＞<https://www.skam.co.jp>

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位

取得申込者は販売会社との間で、「自動けいぞく投資約款」に従って契約を締結します。

（７）【申込期間】

2023年6月17日から2023年12月15日まで

（申込期間は、上記期間満了日前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

（８）【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みに係る取扱い等は販売会社が行っています。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

委託会社への照会

ホームページ <https://www.skam.co.jp>

コールセンター 0120-781812（携帯電話からは03-5524-8181）

（受付時間：営業日の9:00から17:00まで）

（９）【払込期日】

・取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとします。

・販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の口座に払い込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日に係る発行価額の総額を、受託会社の当ファンドに係る口座に払い込みます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込金額は、お申し込みされた販売会社の営業所等で支払うものとします。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

（１２）【その他】

取得申込みに際しては、販売会社の営業時間内に販売会社所定の方法でお申し込みください。

各営業日の午後３時までに受け付けた取得および換金の申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。

ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、受益権の取得の申込みを受け付けません。ただし、収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限って、これを受け付けるものとします。

当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、申込手数料は掛かりません。）取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」に従い契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合、上記契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

振替受益権について

- ・ファンドの受益権は、振替法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。
- ・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、振替法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

投資信託振替制度について

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

1）商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産
		()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回			
債券 一般	年 2 回	グローバル	ファミリーファンド	
公債	年 4 回	日本		あり
社債		北米		()
その他債券	年 6 回	欧州		
クレジット属性 ()	(隔月)	アジア		
不動産投信	年12回	オセアニア		
その他資産	(毎月)	中南米		
(投資信託証券		アフリカ		
(株式・債券・	日々	中近東	ファンド・オブ・	
不動産投信))		(中東)	ファンズ	なし
資産複合	その他	エマージング		
()	()			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注1）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注2）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

< 商品分類の定義 >

- 「追加型投信」...一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド

- 「内 外」...目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「資産複合」...目論見書等において、株式、債券、不動産投信およびその他の資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

<属性区分の定義>

- 「その他資産（投資信託証券（株式・債券・不動産投信））」...目論見書等において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて主として株式・債券・不動産投信に投資する旨の記載があるもの
- 「年1回」...目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- 「日本」...目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「北米」...目論見書等において、組入資産による投資収益が北米の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「欧州」...目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「ファミリーファンド」...目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるもの
- 「為替ヘッジなし」...目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（ https://www.toushin.or.jp ）をご参照ください。
--

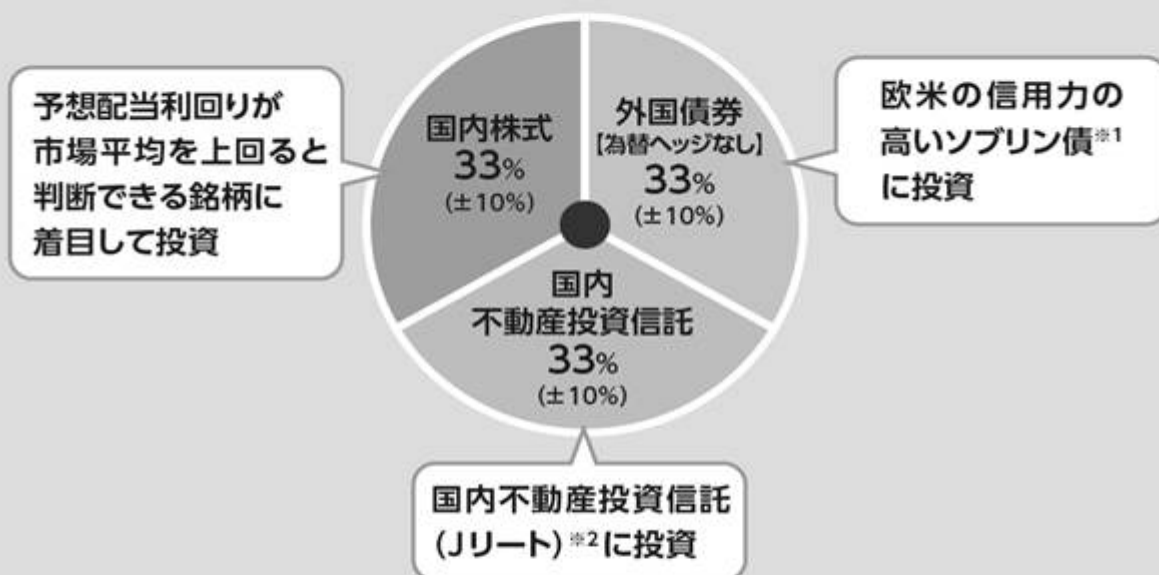
ファンドの特色

分散投資をお手軽に

～分散投資に適した3つの資産をあらかじめ1つの投資信託にパッケージ～

- ◆ 3つの異なる資産（国内株式・外国債券・国内不動産投資信託）に分散投資します。
- ◆ 運用にあたっては、原則として、ファンドが実質的に保有する資産の投資信託財産の純資産総額に対する割合が、それぞれ以下に定める範囲内となるよう投資します。

3つの資産を同じ比率で約3分の1ずつ組入れます。



※1：ソブリン債とは各国政府や政府機関が発行する債券の総称です。国際機関が発行する債券もソブリン債に含まれます。

※2：国内不動産投資信託（Jリート）とは、「投資家から集めた資金によって、不動産の購入・管理運営を行い、それによって得た賃貸料収入などから投資家に分配金を支払う」という不動産を証券化した金融商品です。

- ◆ 国内株式、外国債券および国内不動産投資信託への投資にあたっては、以下に定める投資信託証券の受益証券を通じて行うものとします。

- しんきん好配当利回り株マザーファンド
- しんきん欧州ソブリン債マザーファンド
- しんきん米国ソブリン債マザーファンド
- しんきんJリートマザーファンドⅡ

リスクを抑えた資産運用を

～分散投資でリスクを抑えた資産運用のお手伝いをします～

- ◆ 分散することで、個別資産への投資に比べリスク（振れ幅）を軽減することが期待できます。

3つの資産(国内株式、外国債券、Jリート)の指数と均等に投資した場合の値動きの推移



	国内株式	外国債券	Jリート	資産組合せ
組合せの比率	33.3%	33.3%	33.3%	100.0%
リスク (年率)	20.9%	9.2%	22.3%	13.8%

※ 2005年3月末から2023年3月末の下記の指数を使用し、しんきんアセットマネジメント投信(株)が作成したものです。

※「3資産均等分散」のグラフは各資産の日次リターンを基に、当ファンドの基本配分比率で日次でリバランスしたと仮定して算出したものです。

※国内株式：東証株価指数(TOPIX)、外国債券：FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)、Jリート：東証REIT指数(配当込み)

※上記のグラフは、過去の各指数の実績に基づき算出したものであり、当ファンドの運用実績ではありません。コストや税金は考慮していません。また、将来の投資成果を保証・示唆するものではありません。当ファンドが投資対象とする各マザーファンド等の値動きは、各指数の値動きと異なります。

出所：Bloombergよりしんきんアセットマネジメント投信(株)作成

～参考指数について～

● 東証株価指数 (TOPIX)、東証REIT指数について

東証株価指数 (TOPIX)、東証REIT指数の指数値及び東証株価指数 (TOPIX)、東証REIT指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX)、東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX)、東証REIT指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数 (TOPIX)、東証REIT指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

● FTSE世界国債インデックスについて

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

■ 収益分配について

年1回の決算時（9月20日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。

下記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。
分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

収益分配金のお支払いのイメージ



※当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、購入時手数料は掛かりません。）

※分配金をお受け取りになる場合には、事前に販売会社所定の手続きを行っていただく必要があります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

収益分配 方針

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

■ 投資する各資産について



国内株式

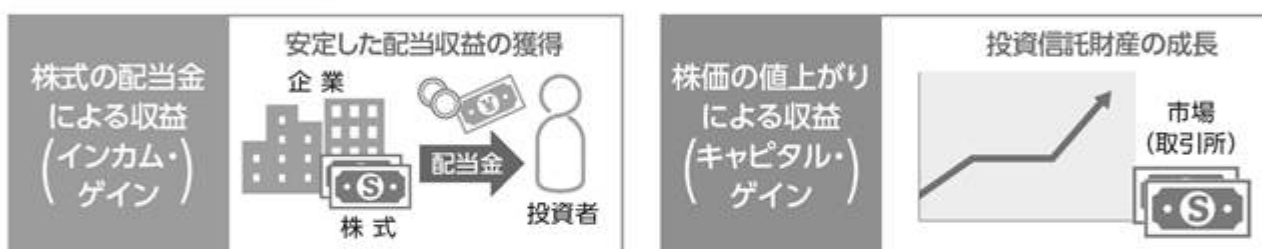
予想配当利回り※が市場平均より高く、今後も良好な業績を上げて、配当を維持できると期待できる好配当利回り株に投資します。

◎好配当株式のポイント

- 予想配当利回り※が市場平均を上回ると判断できる銘柄に着目することから、安定的な配当金による収益（インカム・ゲイン）を期待することができます。
- 企業業績や事業内容等を分析して投資を行い、中長期的な株価の上昇による収益（キャピタル・ゲイン）を狙います。

※「予想配当利回り」とは、株式の重要な投資尺度のひとつであり、「1株当たりの予想配当金」を「株価」で割って求められます。

株式投資の2大要素



● 投資プロセス



国内株式（しんきん好配当利回り株マザーファンド）

- process 1 経済環境分析**
 経済動向など株式市場を取り巻く環境を多角的に分析します。
- process 2 組入銘柄の決定**
 予想配当利回りが市場平均を上回ると判断できる銘柄を選定します。また、財務の健全性、業種分散などを踏まえ、全体のバランスを考慮し、実際に組み入れる銘柄を決定します。
- process 3 ポートフォリオのリスク分析**
 マザーファンドの基準価額の値動きやその要因等を管理・分析します。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



外国債券（為替ヘッジなし）

欧米の信用力の高いソブリン債に投資します。

◎外国債券（為替ヘッジなし）のポイント

- ユーロと米ドルというなじみ深い主要通貨建債券による運用です。
- 外国債券の金利は国内債券の金利と比較して相対的に魅力的な水準にあります。
- ユーロ参加国※およびアメリカの国や政府機関、国際機関が発行する高い信用力の債券で運用を行うことによって、信用リスクを抑えた効果的な分散投資を追求します。

※ユーロ参加国とは、欧州経済通貨同盟（EMU）加盟国をいいます。EMUとは、統一通貨「ユーロ」を導入する欧州連合（EU）加盟国による共通の経済政策・通貨対策の実施を目指す同盟です。

● 投資プロセス



外国債券（しんきん欧州ソブリン債マザーファンド） （しんきん米国ソブリン債マザーファンド）

process 1 経済環境分析

経済動向など投資先の債券市場を取り巻く環境を多角的に分析します。

process 2 組入銘柄の決定

国別の金利水準や方向性、償還期限ごとの金利の変化、
国別の金利環境などを踏まえて、実際に組み入れる銘柄を決定します。

process 3 ポートフォリオのリスク分析

マザーファンドの基準価額の値動きやその要因等を管理・分析します。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



国内不動産投資信託（Ｊリート）

わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の国内不動産投資信託（Ｊリート）へ投資します。

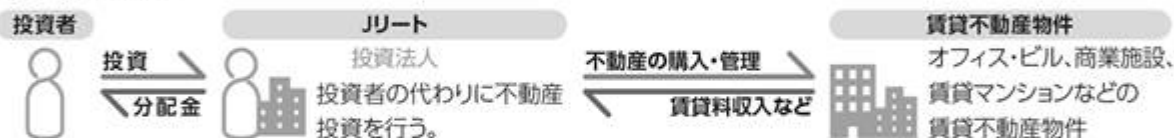
◎Ｊリートのポイント

- 間接的に不動産へ投資した効果が得られます。
- Ｊリートは、積極的に分配を行う仕組みになっているため、不動産からの収益を分配金として受け取ることが可能です。
- Ｊリートは、債券や株式と異なった値動きをする傾向があり、分散投資の対象として有効な資産といえます。

Ｊリートとは

- Ｊリートとは、「投資家から集めた資金によって、不動産の購入・管理運営を行い、それによって得た賃貸料収入などから投資家に分配金を支払う」という不動産を証券化した金融商品です。

<Ｊリートの仕組み>



● 投資プロセス



国内リート（しんきんＪリートマザーファンドⅡ）

- process 1 経済環境分析**
経済動向など J-REIT 市場を取り巻く環境を多角的に分析します。
- process 2 組入銘柄の決定**
財務分析や流動性、価格の分析を踏まえ、実際に組み入れる銘柄を決定します。
- process 3 ポートフォリオのリスク分析**
マザーファンドの基準価額の値動きやその要因等を管理・分析します。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 外国為替相場の影響について

当ファンドは、資産のほぼ3分の1を外貨建資産に投資します。

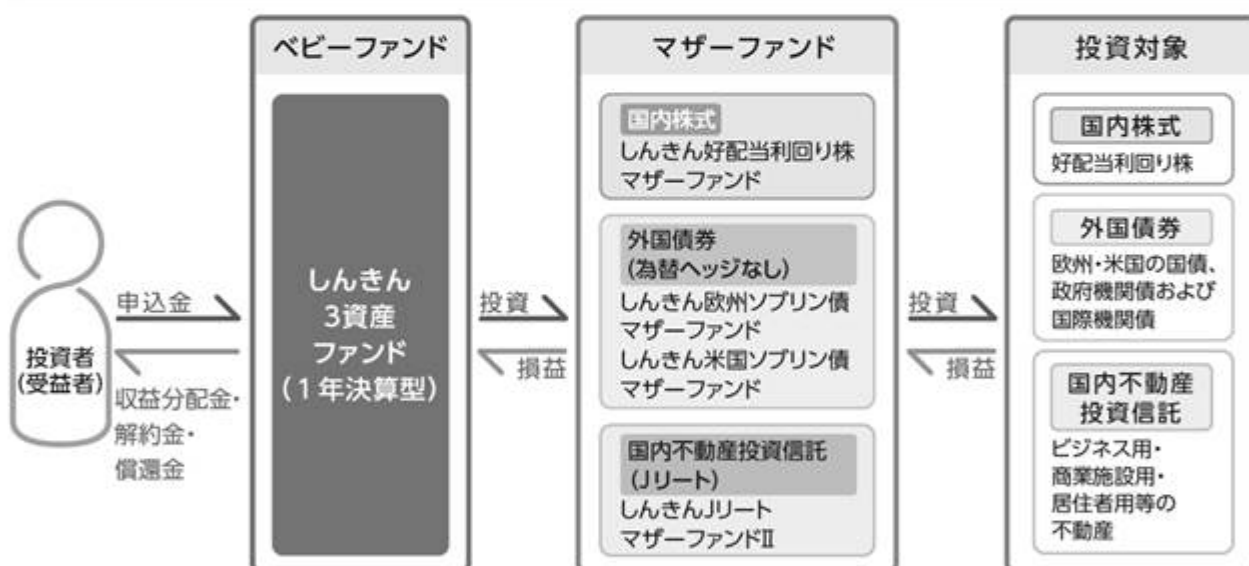
■ 外国為替相場の変動の影響を受けますので、投資先の通貨に対して円安になると為替差益が期待できますが、一方で、投資先の通貨に対して円高になると為替損失を被る可能性があります。また、当ファンドでは原則として外国為替相場の影響を回避する取引（いわゆる為替ヘッジ）は行いません。

為替変動と外貨建資産価値のイメージ



※上記は一般的な場合の説明であり、様々な条件により異なる場合があります。

■ ファンドの仕組み



投資者の資金は、しんきん3資産ファンド（1年決算型）（ベビーファンド）にまとめられ、上記の各マザーファンドに投資されます。このように、実質的な運用をマザーファンドで行う方式を「ファミリーファンド方式」といいます。

※ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際して運用管理費用（信託報酬）等のコストは掛かりません。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

国内株式、外国債券、国内不動産投資信託への投資はマザーファンドを通じて行います。（しんきん3資産ファンド（1年決算型）が株式に直接投資したり、外貨建資産に直接投資することはありません。）

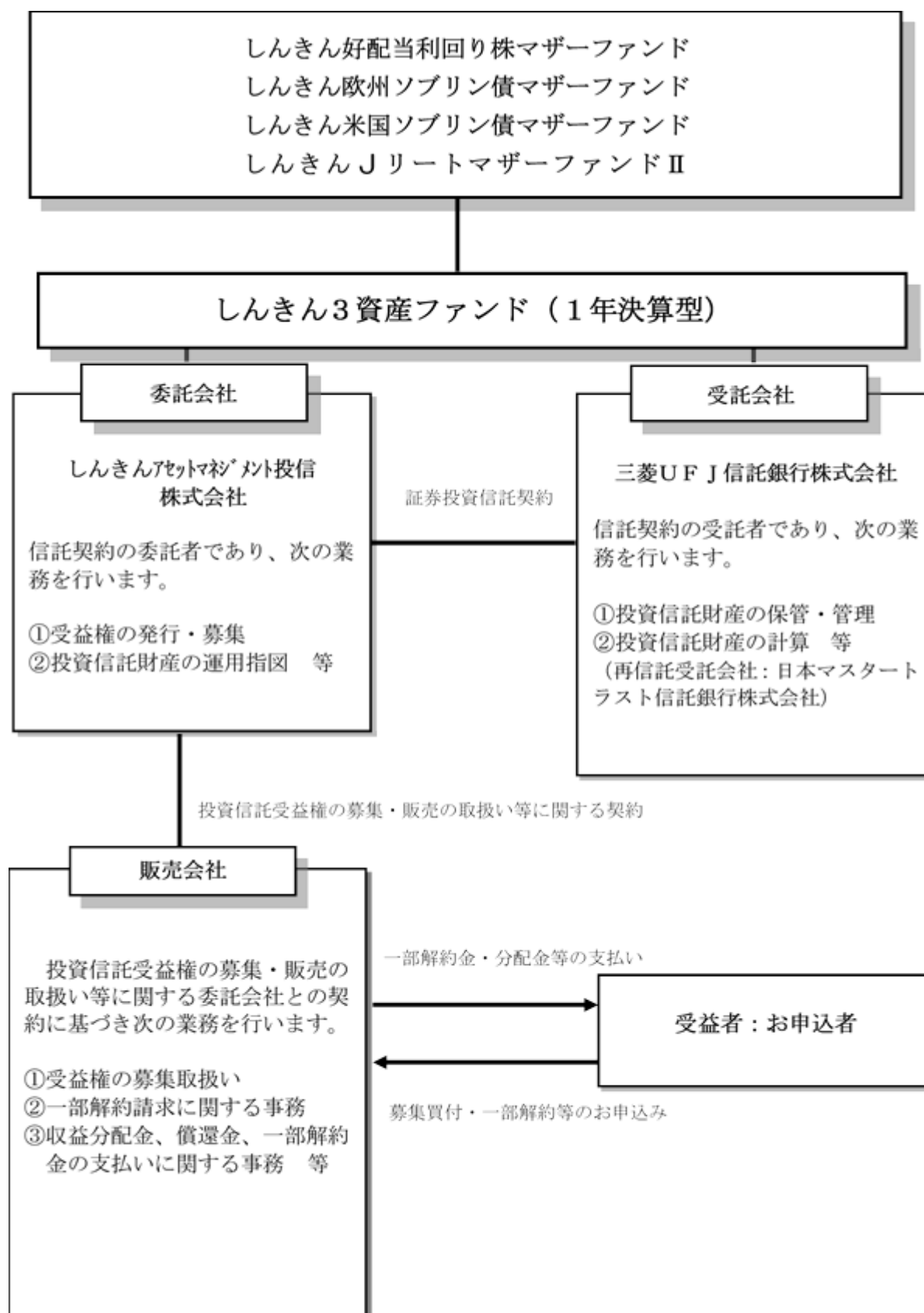
- ・ 3,000億円を限度額として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2019年10月16日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは、以下のとおりです。



< 委託会社の概況 >（本書提出日現在）

名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号

資本の額

200百万円

会社の沿革

1990年12月	全信連投資顧問株式会社として設立
1991年 3 月	投資顧問業の登録
1992年 3 月	投資一任契約に係る業務の認可
1998年11月	「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更
1998年12月	証券投資信託委託業の認可
2007年 9 月	金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録
2017年 8 月	金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目 3 番 7 号	4,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資対象

しんきん好配当利回り株マザーファンド受益証券（国内株式）、しんきん欧州ソブリン債マザーファンド受益証券（外国債券）、しんきん米国ソブリン債マザーファンド受益証券（外国債券）およびしんきんJリートマザーファンド 受益証券（国内不動産投資信託）を主要投資対象とします。

（ ）内は投資対象資産を示します。

投資態度

- 1) 各マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内株式、外国債券および国内不動産投資信託証券に分散投資を行います。
- 2) 各マザーファンド受益証券への資金配分は、原則として、ファンドが実質的に保有する以下に掲げる資産の投資信託財産の純資産総額に対する割合が、それぞれ以下に定める範囲内となるよう、投資信託証券に投資します。

< 国内株式 > 33% (± 10%)

しんきん好配当利回り株マザーファンド受益証券

< 外国債券 > 33% (± 10%)

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド受益証券

しんきん米国ソブリン債マザーファンド受益証券

< 国内不動産投信 > 33% (± 10%)

しんきんJリートマザーファンド 受益証券

- 3) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 4) 資金動向および市況動向等に急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

- ２）次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

- １）委託会社は、信託金を、しんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「しんきん好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」、「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」および「しんきんＪリートマザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券と見なされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

イ．コマーシャル・ペーパー

ロ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

ハ．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

なお、ハ．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

- ２）委託会社は、信託金を、上記１）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券と見なされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図を行うことができます。

イ．預金

ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ．コール・ローン

ニ．手形割引市場において売買される手形

- ３）上記１）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として上記２）のイ．からニ．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<参考>親投資信託（マザーファンド）に関する情報

「しんきん好配当利回り株マザーファンド」の概要

（１）投資方針

投資対象

我が国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 主として予想配当利回りが市場平均を上回ると判断できる株式に投資し、安定した配当収益の獲得と投資信託財産の成長を目標とします。
- 2) 銘柄の選定にあたっては、企業業績、財務健全性、時価総額などを総合的に勘案して決定します。
- 3) 株式等の組入れは、原則として高位を保ちます。
- 4) 株式以外の資産の組入比率は、通常の場合50%以下とします。
- 5) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引を行うことができます。
- 6) 資金動向および市況動向等に急激な変化が生じたときおよびやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

（２）投資対象

投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限りま。

3) 金銭債権

4) 約束手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（本邦通貨表示のものに限りま。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きま。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するものの
- 13) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託を除きます。）
- 14) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券を除きます。）
- 15) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 16) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、本邦通貨建のものとしします。）
- 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- なお、1)、12)および16)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに16)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 の1)から4)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

（4） その他

「しんきん3資産ファンド（1年決算型）」が「しんきん好配当利回り株マザーファンド」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合の信託財産留保額はありません。

「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」の概要

（１）投資方針

投資対象

欧州経済通貨同盟（ＥＭＵ）参加国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

投資態度

- １）主としてＥＭＵ参加国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。
- ２）ＦＴＳＥ ＥＭＵ国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。
- ３）運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。
- ４）外貨建資産の組入比率については、原則として高位を保ちます。
- ５）外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ６）市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の概要

（１）投資方針

投資対象

米国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

投資態度

- １）主として米国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。
- ２）ＦＴＳＥ米国国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。
- ３）運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。
- ４）外貨建資産の組入比率については、原則として高位を保ちます。
- ５）外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ６）市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

上記マザーファンドの主な投資戦略については、以下のとおりです。

金利リスクのコントロール

- １）金利水準の方向性について予想し、債券の「デュレーション」を長期化・短期化します。具体的には、マザーファンドのデュレーションをベンチマークとなるインデックスのデュレーションから±１年程度の範囲でコントロールします。
- ２）「イールドカーブ」の変化に対する見通しを立て、相対的にパフォーマンスの良くなると予想した年限に資金配分します。

（注１）デュレーションとは、金利が変動した時に債券の価値が、どの程度変化するのかを表す指標です。

（注２）イールドカーブとは、同種類の債券の償還までの残存期間を横軸にとり、それに対応した利回りを縦軸にとった時に描かれる利回り曲線です。このイールドカーブが右上がりの場合を順イールド、右下がりの場合を逆イールドといいます。

国別配分（主として「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」について）

債券価格は、金利によって上下する性質があります。投資対象とするソブリン債等の金利環境は、国によって様々であるといえます。マザーファンドでは、相対的に金利低下が期待できる国への投資配分をベンチマーク比で多くすることによって、金利低下時の値上がり益を、より享受することを目指します。

（２） 投資対象（「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」に共通です。）

投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とされる資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- １） 有価証券
- ２） デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限りま。

３） 金銭債権

４） 約束手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

- １） 国債証券
- ２） 地方債証券
- ３） 特別の法律により法人の発行する債券
- ４） 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ５） 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ６） コマーシャル・ペーパー
- ７） 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するものの
- ８） 投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、外国投資信託は除きます。）のうち公社債投資信託の受益証券
- ９） 投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型のは除きます。）のうち公社債に投資する投資証券
- 10) 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるもので、１）から５）までの証券の性質を有する本邦通貨建のものとし。
- 11) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 12) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
- 13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、１）から５）までの証券および７）の証券または証書のうち１）から５）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、８）または９）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- (3) 投資制限 「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」に共通です。

株式への投資は行いません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- (4) その他

「しんきん3資産ファンド（1年決算型）」が「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合の信託財産留保額はありません。

「FTSE EMU国債インデックス」と「FTSE米国国債インデックス」は「FTSE世界国債インデックス」のサブ・インデックスです。

「FTSE世界国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCが開発した債券インデックスで1984年12月末を100とする世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し、指数化したものです。

上記の指数は、FTSE Fixed Income LLCの知的財産です。同社は各指数の算出、公表、利用に関する一切の権利を有しております。同社は、当ファンドの運用成績などに関する一切の責任を負いません。

「しんきん」リートマザーファンド」の概要

（１）投資方針

投資対象

主として我が国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

投資態度

- 1） 我が国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。
- 2） 運用にあたっては、「東証REIT指数（配当込み）」をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指して運用を行います。
- 3） 不動産投資信託証券の銘柄の選定にあたっては、主に次の項目に着目して行うことを基本とします。

イ）財務分析

不動産投資信託証券の財務内容を分析し、信用リスクが高いと判断される銘柄を除外します。

ロ）収益性分析

不動産投資信託証券の収益性および予想配当利回りの水準を分析します。

ハ）流動性・価格分析

不動産投資信託証券の流動性（時価総額・売買代金など）や価格水準の側面から分析します。

- 4） 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 5） 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）投資対象

投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とされる資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1） 有価証券
- 2） 金銭債権
- 3） 約束手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として我が国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券のほか、次の有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1） コマーシャル・ペーパー
- 2） 外国または外国の者の発行する本邦通貨建の証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 3） 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 4） 新投資口予約権証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、3)の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。

株式への投資は行いません。

外貨建資産への投資は行いません。

(4) その他

「しんきん3資産ファンド（1年決算型）」が「しんきんJリートマザーファンド」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合、親投資信託の基準価額から、当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

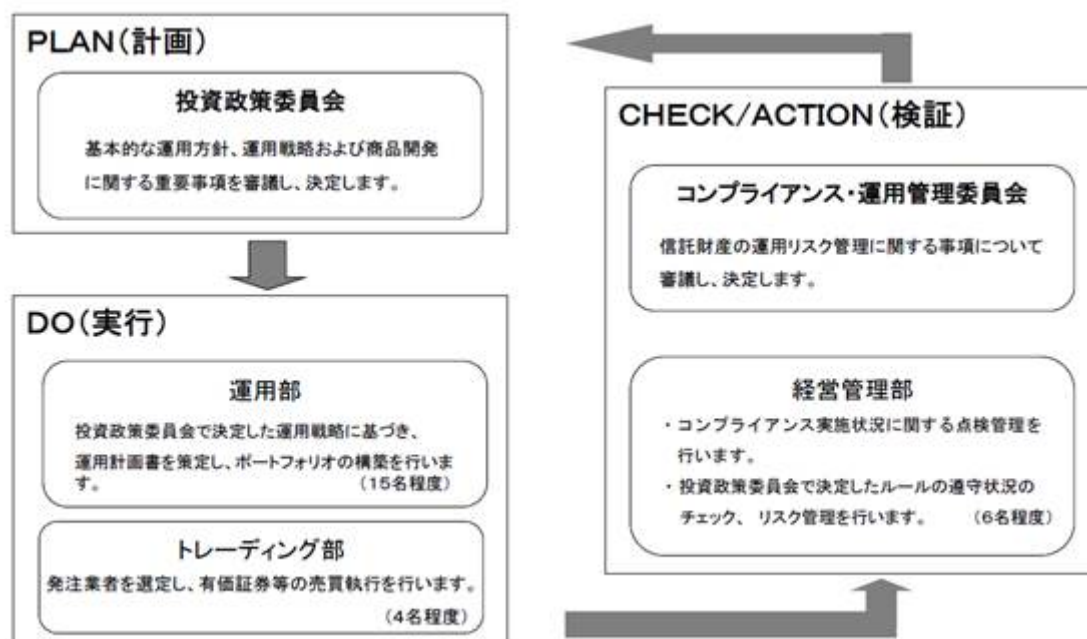
東証REIT指数は、東京証券取引所に上場されている不動産投資信託（REIT）全銘柄を対象とした時価総額加重平均型の指数で、2003年3月31日の時価総額を基準として（株）JPX総研またはその関連会社が算出・公表しています。

東証REIT指数は、銘柄数の増減など市況動向によらない時価総額の増減や増資などが発生する場合は、連続性を維持するため、基準時の時価総額が修正されます。

東証REIT指数（配当込み）の算出は、配当金落ち、有償減資の場合も基準時価総額の修正が行われます。

（３）【運用体制】

当社のファンドの運用体制は、以下のとおりです。



投資プロセス

信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。

投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年１回の決算日に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

留保益は、投資信託約款の運用の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

（５）【投資制限】

「しんきん３資産ファンド（１年決算型）」の投資信託約款（以下「約款」といいます。）では、ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。かかる制限、限度は以下のとおりです。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、我が国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

1) 上記の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

イ) 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による、受取りの確定している資金の額の範囲内。

ロ) 一部解約金支払日の前営業日において確定した、当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。

ハ) 借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の10%以内。

2) 上記の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。

3) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

「しんきん3資産ファンド（1年決算型）」は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

(1) 基準価額の変動要因

価格変動リスク

有価証券の価格は、国内および国外の政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給等を反映して変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

金利リスク

金利リスクとは、金利変動により公社債等の価格が下落するリスクをいいます。一般的に金利低下局面では組入れた公社債等の価格は値上がりし、金利上昇局面では値下がります。また、償還までの期間が長い公社債等は、概して、短いものより金利変動に対応して大きく変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

不動産投資信託のリスク

不動産投資信託は、不動産を実質的な投資対象としているために、他の金融商品と異なり、火災・自然災害や不動産に係る法制度の変更などの影響を受けて投資先の不動産の価値が変動する場合があります。当ファンドが投資する不動産投資信託の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

海外の有価証券に投資する場合、投資する国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制、制度変更等による影響を受けることがあり、基準価額が下落する要因となります。

上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

（２） その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

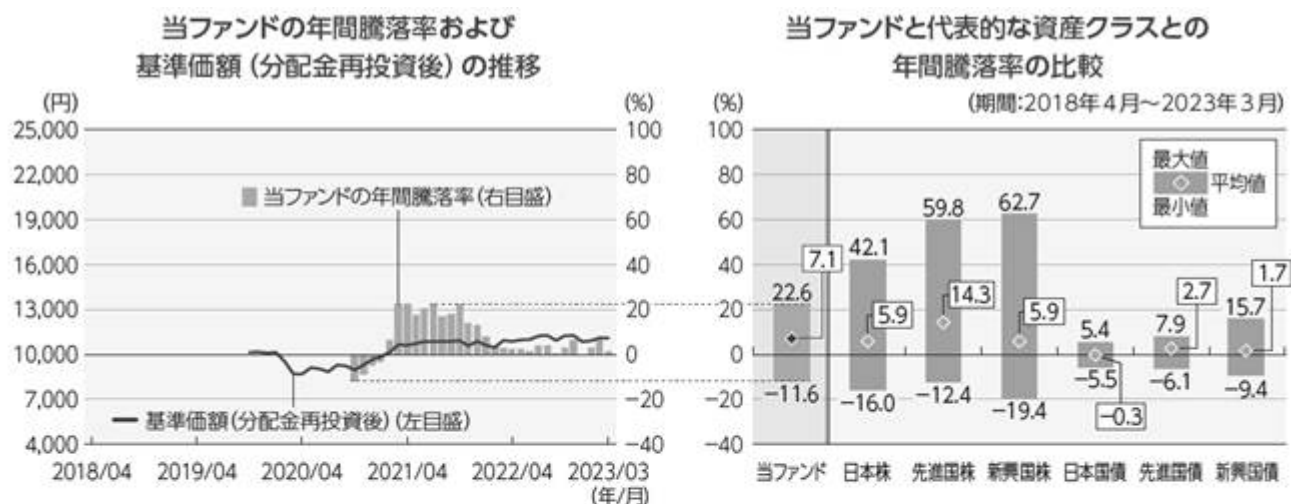
（３） リスクの管理体制

運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。コンプライアンス・運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

リスクの管理体制等は、今後変更となる場合があります。

参考情報



※当ファンドの年間騰落率は、2020年10月から2023年3月です。

※基準価額（分配金再投資後）は、2019年10月末から2023年3月末です。

※上記の左グラフは、各月末における当ファンドの直近1年間の騰落率および基準価額（分配金再投資後）の推移を表示したものです。

※基準価額（分配金再投資後）は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセットマネジメント投信（株）が公表している基準価額とは異なる場合があります。

※上記の右グラフは、当ファンドについては2020年10月から2023年3月、代表的な資産クラスについては2018年4月から2023年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

資産クラス	指数名	詳細	権利の帰属先
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。	株式会社JPX総研 又は株式会社JPX 総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。	野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・マーケット・ グローバル・ディバーシファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建国債を対象にした指数です。	J.P. Morgan Securities LLC

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。

※権利の帰属先は、当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、購入金額に応じて購入価額に2.2%（税抜2.0%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

（ 購入金額とは「買付申込日の翌営業日の基準価額×申込口数」をいいます。 ）

収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。

申込手数料には、消費税等相当額が課されます。

申込手数料は、販売会社によるファンドの募集・販売に関する取扱い事務および情報提供の対価です。

販売会社が定める申込手数料については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

< 照会先 >
 しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
 < コールセンター > 0120-781812
 携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）
 < ホームページ > <https://www.skam.co.jp>

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありませんが、一部解約時に基準価額の0.3%を信託財産留保額としてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を確保するために、換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保される額です。

（３）【信託報酬等】

純資産総額に対して、年率1.001%（税抜0.91%）

1万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期間末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

運用管理費用
（信託報酬）

支払先	配分（税抜）および役務の内容	
委託会社	純資産総額に対して、 年率0.43%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価
販売会社	純資産総額に対して、 年率0.45%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価
受託会社	純資産総額に対して、 年率0.03%	運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

「税抜」における「税」とは、消費税等相当額をいいます。

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産において、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし、資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金金の利息は投資信託財産から支払われます。

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および投資信託財産に係る監査費用ならびに当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産から支払われます。

ファンドの組入の有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は投資信託財産から支払われます。

投資信託財産に係る監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0055%（税抜0.005%）を乗じて計算し、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- 1) 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社ごとに、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本および収益分配金の区分については、後記＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞をご参照ください。

個人、法人別の課税上の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。 一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能です。 特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用になれます。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配時ならびに換金時および償還時の差益に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。 収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。 益金不算入制度の適用はありません。
-----------------------------	--

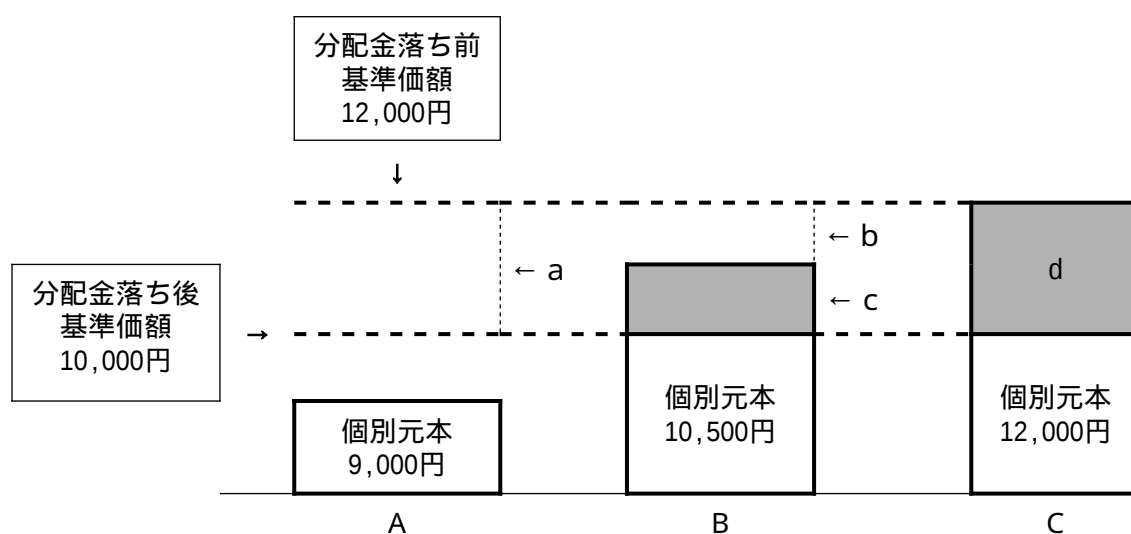
外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個別元本および収益分配金の区分の具体例 >

分配金支払い前の基準価額が1万口当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。



A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、aの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。

B) 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているcの部分(500円)は「元本払戻金（特別分配金）」となり、収益分配金(2,000円)からc「元本払戻金（特別分配金）」(500円)を差引いた残りのbの部分(1,500円)は普通分配金となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(10,500円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(500円) = 10,000円となります。

C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、dの部分(2,000円)は「元本払戻金（特別分配金）」となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(12,000円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(2,000円) = 10,000円となります。

取得申込者によって、取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

5【運用状況】

以下は2023年3月31日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。

投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

【しんきん3資産ファンド（1年決算型）】

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,702,887,804	99.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	23,568,132	0.86
合計(純資産総額)		2,726,455,936	100.00

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	親投資信託受益証券	しんきん好配当利回り株マザーファンド	318,235,131	2.6772	851,993,415	2.8628	911,043,533	33.41
2	日本	親投資信託受益証券	しんきんJリートマザーファンド	340,187,120	2.8103	956,053,047	2.6418	898,706,333	32.96
3	日本	親投資信託受益証券	しんきん欧州ソブリン債マザーファンド	290,406,943	1.5728	456,752,040	1.5509	450,392,127	16.52
4	日本	親投資信託受益証券	しんきん米国ソブリン債マザーファンド	230,069,534	2.0149	463,584,459	1.9244	442,745,811	16.24

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.14
合計	99.14

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2020年 9月23日）	804,775,713	804,775,713	9,178	9,178
第2計算期間末（2021年 9月21日）	1,674,968,978	1,674,968,978	10,923	10,923
第3計算期間末（2022年 9月20日）	2,286,612,923	2,286,612,923	11,305	11,305
2022年 3月末日	1,919,616,967	—	10,935	—
4月末日	1,933,837,606	—	10,877	—
5月末日	2,016,894,850	—	10,979	—
6月末日	2,056,629,009	—	11,004	—
7月末日	2,145,667,276	—	11,241	—
8月末日	2,204,041,586	—	11,280	—
9月末日	2,312,258,387	—	10,937	—
10月末日	2,450,902,112	—	11,248	—
11月末日	2,506,188,703	—	11,278	—
12月末日	2,491,689,384	—	10,854	—
2023年 1月末日	2,570,034,642	—	10,919	—
2月末日	2,664,621,453	—	11,115	—
3月末日	2,726,455,936	—	11,099	—

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期	2019年10月16日～2020年 9月23日	0
第2期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	0
第3期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	0

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1期	2019年10月16日～2020年 9月23日	8.22
第2期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	19.01
第3期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	3.50
第4期（中間）	2022年 9月21日～2023年 3月20日	4.35

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2019年10月16日～2020年 9月23日	895,358,940	18,486,447
第2期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	986,550,453	330,020,019
第3期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	761,350,038	272,145,691
第4期（中間）	2022年 9月21日～2023年 3月20日	486,253,738	100,604,250

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

しんきん好配当利回り株マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	29,289,614,060	98.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	589,672,965	1.97
合計(純資産総額)		29,879,287,025	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	株式	横浜ゴム	ゴム製品	131,900	2,452.00	323,418,800	2,797.00	368,924,300	1.23
2	日本	株式	参天製薬	医薬品	319,800	1,083.00	346,343,400	1,130.00	361,374,000	1.21
3	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	21,900	15,766.66	345,290,000	16,040.00	351,276,000	1.18
4	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	65,400	5,028.00	328,831,200	5,367.00	351,001,800	1.17
5	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	81,500	4,105.00	334,557,500	4,301.00	350,531,500	1.17
6	日本	株式	NIPPON EX PRESSホール ディングス	陸運業	43,800	7,500.00	328,500,000	7,970.00	349,086,000	1.17
7	日本	株式	S C R E E Nホール ディングス	電気機器	29,900	10,960.00	327,704,000	11,650.00	348,335,000	1.17
8	日本	株式	スター精密	機械	193,000	1,667.00	321,731,000	1,803.00	347,979,000	1.16
9	日本	株式	大塚ホールディング ス	医薬品	82,700	3,918.00	324,018,600	4,203.00	347,588,100	1.16
10	日本	株式	太陽ホールディング ス	化学	139,000	2,408.00	334,712,000	2,500.00	347,500,000	1.16
11	日本	株式	キリンホールディン グス	食料品	165,200	2,055.00	339,486,000	2,096.00	346,259,200	1.16
12	日本	株式	ローソン	小売業	61,700	5,370.00	331,329,000	5,610.00	346,137,000	1.16
13	日本	株式	B I P R O G Y	情報・通 信業	106,400	3,155.00	335,692,000	3,250.00	345,800,000	1.16
14	日本	株式	サンドラッグ	小売業	95,100	3,495.00	332,374,500	3,635.00	345,688,500	1.16
15	日本	株式	デンソー	輸送用機 器	46,400	6,943.00	322,155,200	7,443.00	345,355,200	1.16
16	日本	株式	ユー・エス・エス	サービス 業	150,400	2,225.00	334,640,000	2,295.00	345,168,000	1.16
17	日本	株式	マブチモーター	電気機器	89,500	3,695.00	330,702,500	3,855.00	345,022,500	1.15
18	日本	株式	三菱電機	電気機器	218,500	1,499.00	327,531,500	1,578.50	344,902,250	1.15
19	日本	株式	I D E C	電気機器	100,000	3,215.00	321,500,000	3,435.00	343,500,000	1.15
20	日本	株式	日本瓦斯	小売業	177,300	1,916.00	339,706,800	1,924.00	341,125,200	1.14

21	日本	株式	マンダム	化学	230,600	1,439.00	331,833,400	1,477.00	340,596,200	1.14
22	日本	株式	キヤノン	電気機器	115,200	2,857.00	329,126,400	2,955.50	340,473,600	1.14
23	日本	株式	三井物産	卸売業	82,700	3,712.00	306,982,400	4,116.00	340,393,200	1.14
24	日本	株式	因幡電機産業	卸売業	117,700	2,784.00	327,676,800	2,890.00	340,153,000	1.14
25	日本	株式	日本精工	機械	449,700	705.00	317,038,500	756.00	339,973,200	1.14
26	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	200,300	1,588.50	318,176,550	1,697.00	339,909,100	1.14
27	日本	株式	ニコン	精密機器	250,700	1,307.00	327,664,900	1,355.00	339,698,500	1.14
28	日本	株式	日東電工	化学	39,700	8,440.00	335,068,000	8,550.00	339,435,000	1.14
29	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	180,300	1,767.00	318,590,100	1,880.00	338,964,000	1.13
30	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	85,400	3,992.00	340,916,800	3,962.00	338,354,800	1.13

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率（ % ）
株式	国内	水産・農林業	1.11
		建設業	2.24
		食料品	1.16
		繊維製品	1.11
		化学	6.75
		医薬品	4.60
		石油・石炭製品	2.18
		ゴム製品	2.41
		ガラス・土石製品	1.11
		鉄鋼	2.22
		非鉄金属	2.20
		金属製品	2.18
		機械	7.83
		電気機器	12.50
		輸送用機器	6.69
		精密機器	1.14
		その他製品	1.11
		電気・ガス業	1.11
		陸運業	2.27
		倉庫・運輸関連業	1.07
		情報・通信業	6.76
		卸売業	5.61
		小売業	4.53
		銀行業	6.24
		証券、商品先物取引業	2.14
		保険業	3.15
		不動産業	2.23
		サービス業	4.37
合計			98.03

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	ドイツ	3,265,975,499	26.09
	フランス	4,194,639,321	33.51
	オランダ	742,544,092	5.93
	スペイン	2,535,133,254	20.25
	ベルギー	929,627,326	7.43
	オーストリア	582,934,265	4.66
	小計	12,250,853,757	97.86
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	268,090,690	2.14
合計(純資産総額)		12,518,944,447	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (％)	償還期限	投資 比率 (％)
1	ドイツ	国債証券	DBR 4.750 07/04/34	3,400,000	18,110.43	615,754,666	17,919.53	609,264,297	4.75	2034/7/4	4.87
2	ドイツ	国債証券	DBR 4.000 01/04/37	2,900,000	17,246.14	500,138,314	17,166.48	497,828,104	4	2037/1/4	3.98
3	フランス	国債証券	FRTR 2.750 10/25/27	3,300,000	14,694.52	484,919,205	14,593.59	481,588,658	2.75	2027/10/25	3.85
4	スペイン	国債証券	SPGB 4.200 01/31/37	3,100,000	15,705.41	486,867,715	15,471.82	479,626,451	4.2	2037/1/31	3.83
5	ドイツ	国債証券	DBR 4.750 07/04/28	2,900,000	16,384.11	475,139,353	16,250.60	471,267,602	4.75	2028/7/4	3.76
6	フランス	国債証券	FRTR 3.250 05/25/45	3,000,000	14,991.32	449,739,716	14,572.64	437,179,235	3.25	2045/5/25	3.49
7	フランス	国債証券	FRTR 4.000 10/25/38	2,700,000	16,302.97	440,180,426	16,012.00	432,324,136	4	2038/10/25	3.45
8	ドイツ	国債証券	DBR 1.700 08/15/32	3,100,000	13,873.50	430,078,679	13,816.82	428,321,442	1.7	2032/8/15	3.42
9	フランス	国債証券	FRTR 0.500 05/25/25	3,000,000	13,878.66	416,359,927	13,878.37	416,351,184	0.5	2025/5/25	3.33

10	フランス	国債証券	FRTR 5.750 10/25/32	2,300,000	18,284.42	420,541,683	18,076.30	415,754,985	5.75	2032/10/25	3.32
11	スペイン	国債証券	SPGB 1.950 07/30/30	3,000,000	13,538.67	406,160,111	13,444.85	403,345,674	1.95	2030/7/30	3.22
12	スペイン	国債証券	SPGB 0.800 07/30/29	3,100,000	12,697.82	393,632,489	12,652.33	392,222,453	0.8	2029/7/30	3.13
13	フランス	国債証券	FRTR 2.250 05/25/24	2,700,000	14,478.68	390,924,384	14,444.23	389,994,283	2.25	2024/5/25	3.12
14	ドイツ	国債証券	DBR 0.000 08/15/31	3,200,000	12,078.00	386,496,071	12,048.91	385,565,328	0	2031/8/15	3.08
15	スペイン	国債証券	SPGB 4.700 07/30/41	2,300,000	16,764.09	385,574,187	16,354.21	376,146,920	4.7	2041/7/30	3.00
16	ドイツ	国債証券	DBR 0.250 02/15/29	2,800,000	12,957.59	362,812,723	12,920.84	361,783,707	0.25	2029/2/15	2.89
17	フランス	国債証券	FRTR 2.500 05/25/30	2,500,000	14,503.56	362,589,246	14,373.70	359,342,605	2.5	2030/5/25	2.87
18	ドイツ	国債証券	DBR 0.500 02/15/26	2,600,000	13,755.19	357,635,175	13,755.12	357,633,193	0.5	2026/2/15	2.86
19	フランス	国債証券	FRTR 1.500 05/25/31	2,500,000	13,401.13	335,028,495	13,281.06	332,026,663	1.5	2031/5/25	2.65
20	フランス	国債証券	FRTR 1.250 05/25/36	2,800,000	11,841.84	331,571,755	11,667.94	326,702,492	1.25	2036/5/25	2.61
21	スペイン	国債証券	SPGB 1.950 04/30/26	2,250,000	14,192.77	319,337,512	14,159.32	318,584,721	1.95	2026/4/30	2.54
22	オランダ	国債証券	NETHER 2.500 01/15/33	1,950,000	14,448.54	281,746,648	14,340.59	279,641,635	2.5	2033/1/15	2.23
23	ベルギー	国債証券	BGB 5.000 03/28/35	1,600,000	17,473.28	279,572,563	17,215.06	275,441,110	5	2035/3/28	2.20
24	スペイン	国債証券	SPGB 1.500 04/30/27	2,000,000	13,817.56	276,351,275	13,756.25	275,125,188	1.5	2027/4/30	2.20
25	フランス	国債証券	FRTR 1.000 05/25/27	1,900,000	13,660.55	259,550,460	13,600.63	258,411,979	1	2027/5/25	2.06
26	フランス	国債証券	FRTR 1.250 05/25/34	1,800,000	12,306.05	221,508,972	12,149.90	218,698,208	1.25	2034/5/25	1.75
27	オランダ	国債証券	NETHER 0.750 07/15/27	1,400,000	13,478.66	188,701,337	13,488.57	188,840,004	0.75	2027/7/15	1.51
28	ベルギー	国債証券	BGB 0.800 06/22/27	1,300,000	13,527.18	175,853,439	13,470.88	175,121,458	0.8	2027/6/22	1.40
29	ドイツ	国債証券	DBR 1.000 08/15/25	1,100,000	14,048.86	154,537,517	14,028.34	154,311,826	1	2025/8/15	1.23
30	オランダ	国債証券	NETHER 0.500 01/15/40	1,500,000	10,445.99	156,689,948	10,150.85	152,262,828	0.5	2040/1/15	1.22

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	97.86
合計	97.86

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

しんきん米国ソブリン債マザーファンド

投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	10,663,712,569	85.50
特殊債券	国際機関	1,643,343,243	13.18
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	165,125,817	1.32
合計(純資産総額)		12,472,181,629	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.750 02/15/24	5,300,000	13,069.77	692,697,826	13,128.18	695,794,053	2.75	2024/2/15	5.58
2	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.875 05/31/25	5,100,000	12,927.89	659,322,628	13,015.00	663,765,111	2.875	2025/5/31	5.32
3	国際機関	特殊債券	ASIA 1.875 01/24/30	5,300,000	11,679.46	619,011,831	11,824.68	626,708,308	1.875	2030/1/24	5.02
4	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.000 08/15/25	4,900,000	12,641.01	619,409,681	12,738.03	624,163,553	2	2025/8/15	5.00
5	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.375 08/15/24	4,500,000	12,888.25	579,971,382	12,984.74	584,313,720	2.375	2024/8/15	4.68
6	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.625 02/15/44	4,000,000	12,827.74	513,109,886	12,771.93	510,877,437	3.625	2044/2/15	4.10
7	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.500 05/15/24	3,900,000	12,964.92	505,632,209	13,048.90	508,907,343	2.5	2024/5/15	4.08
8	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.125 01/15/25	4,000,000	12,523.65	500,946,138	12,636.31	505,452,775	1.125	2025/1/15	4.05
9	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.125 02/15/42	4,100,000	12,010.91	492,447,687	11,988.49	491,528,103	3.125	2042/2/15	3.94
10	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.625 05/15/26	3,700,000	12,364.04	457,469,607	12,468.36	461,329,459	1.625	2026/5/15	3.70
11	アメリカ	国債証券	T-NOTE 3.125 11/15/28	3,500,000	12,865.30	450,285,588	12,952.93	453,352,605	3.125	2028/11/15	3.63
12	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.250 11/15/25	3,500,000	12,691.08	444,188,067	12,777.15	447,200,316	2.25	2025/11/15	3.59
13	国際機関	特殊債券	IADB 2.125 01/15/25	3,400,000	12,753.02	433,602,913	12,864.04	437,377,413	2.125	2025/1/15	3.51
14	アメリカ	国債証券	T-BOND 2.500 05/15/46	3,800,000	10,539.48	400,500,287	10,464.89	397,665,903	2.5	2046/5/15	3.19
15	アメリカ	国債証券	T-BOND 1.750 08/15/41	4,100,000	9,555.21	391,763,978	9,561.47	392,020,608	1.75	2041/8/15	3.14

16	アメリカ	国債証券	T-BOND 4.375 05/15/40	2,700,000	14,400.37	388,810,150	14,438.45	389,838,226	4.375	2040/5/15	3.13
17	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.125 05/15/48	3,100,000	11,847.13	367,261,223	11,758.98	364,528,554	3.125	2048/5/15	2.92
18	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.625 02/15/26	2,900,000	12,414.63	360,024,523	12,526.26	363,261,584	1.625	2026/2/15	2.91
19	アメリカ	国債証券	T-BOND 4.750 02/15/37	2,300,000	15,012.73	345,292,933	15,109.23	347,512,347	4.75	2037/2/15	2.79
20	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.500 02/15/39	2,500,000	12,996.22	324,905,612	13,068.20	326,705,140	3.5	2039/2/15	2.62
21	国際機関	特殊債券	IBRD 1.875 10/27/26	2,600,000	12,322.54	320,386,131	12,447.22	323,627,788	1.875	2026/10/27	2.59
22	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.250 08/15/31	2,700,000	11,038.65	298,043,655	11,135.67	300,663,136	1.25	2031/8/15	2.41
23	アメリカ	国債証券	T-NOTE 0.875 11/15/30	2,600,000	10,870.17	282,624,591	10,989.62	285,730,205	0.875	2030/11/15	2.29
24	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.375 11/15/31	2,500,000	11,087.16	277,179,070	11,206.08	280,152,198	1.375	2031/11/15	2.25
25	国際機関	特殊債券	IBRD 0.750 11/24/27	2,200,000	11,470.79	252,357,537	11,619.53	255,629,734	0.75	2027/11/24	2.05
26	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.500 02/15/30	1,900,000	11,560.25	219,644,853	11,652.57	221,398,998	1.5	2030/2/15	1.78
27	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.625 02/15/29	1,700,000	12,495.73	212,427,536	12,602.41	214,241,060	2.625	2029/2/15	1.72
28	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.625 01/31/26	1,500,000	12,808.19	192,122,964	12,884.60	193,269,028	2.625	2026/1/31	1.55
29	アメリカ	国債証券	T-BOND 5.250 02/15/29	1,100,000	14,339.34	157,732,834	14,423.84	158,662,328	5.25	2029/2/15	1.27
30	アメリカ	国債証券	T-NOTE 0.625 08/15/30	1,400,000	10,706.39	149,889,512	10,825.31	151,554,462	0.625	2030/8/15	1.22

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	85.50
特殊債券	13.18
合計	98.68

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

しんきんリートマザーファンド

投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	4,327,909,000	98.36
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	72,118,610	1.64
合計(純資産総額)		4,400,027,610	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	投資証券	G L P 投資法人	1,980	158,282	313,398,934	143,100	283,338,000	6.44
2	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	780	319,419	249,147,058	280,300	218,634,000	4.97
3	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	1,250	188,436	235,545,600	168,000	210,000,000	4.77
4	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	355	689,166	244,653,944	551,000	195,605,000	4.45
5	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	3,500	43,594	152,580,855	55,700	194,950,000	4.43
6	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	1,110	168,948	187,533,334	148,500	164,835,000	3.75
7	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	2,180	70,855	154,464,096	75,100	163,718,000	3.72
8	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	1,670	107,697	179,854,958	96,700	161,489,000	3.67
9	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	1,100	149,249	164,174,076	143,000	157,300,000	3.57
10	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	285	633,008	180,407,536	528,000	150,480,000	3.42
11	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	550	310,608	170,834,719	271,500	149,325,000	3.39
12	日本	投資証券	産業ファンド投資法人	890	168,415	149,889,373	144,200	128,338,000	2.92
13	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	260	504,026	131,046,788	465,000	120,900,000	2.75
14	日本	投資証券	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	535	207,359	110,937,118	204,800	109,568,000	2.49
15	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	620	167,898	104,096,760	153,700	95,294,000	2.17
16	日本	投資証券	いちごホテルリート投資法人	900	104,590	94,131,289	103,600	93,240,000	2.12
17	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	295	298,579	88,080,923	315,500	93,072,500	2.12
18	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	300	302,500	90,750,257	294,500	88,350,000	2.01
19	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	275	347,798	95,644,628	316,500	87,037,500	1.98
20	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	145	618,533	89,687,425	597,000	86,565,000	1.97
21	日本	投資証券	森トラストリート投資法人	1,210	71,876	86,971,069	68,500	82,885,000	1.88
22	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	1,115	78,718	87,771,033	71,900	80,168,500	1.82

23	日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人	200	449,907	89,981,417	390,500	78,100,000	1.77
24	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	200	426,533	85,306,628	378,000	75,600,000	1.72
25	日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人	245	339,673	83,219,995	306,500	75,092,500	1.71
26	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	210	407,853	85,649,316	349,000	73,290,000	1.67
27	日本	投資証券	C R E ロジスティクスファンド投資法人	415	196,782	81,664,911	169,000	70,135,000	1.59
28	日本	投資証券	グローバル・ワン不動産投資法人	620	109,365	67,806,473	104,500	64,790,000	1.47
29	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人	590	117,799	69,501,507	108,900	64,251,000	1.46
30	日本	投資証券	いちごオフィスリート投資法人	630	84,542	53,261,579	96,800	60,984,000	1.39

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資証券	98.36
合計	98.36

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

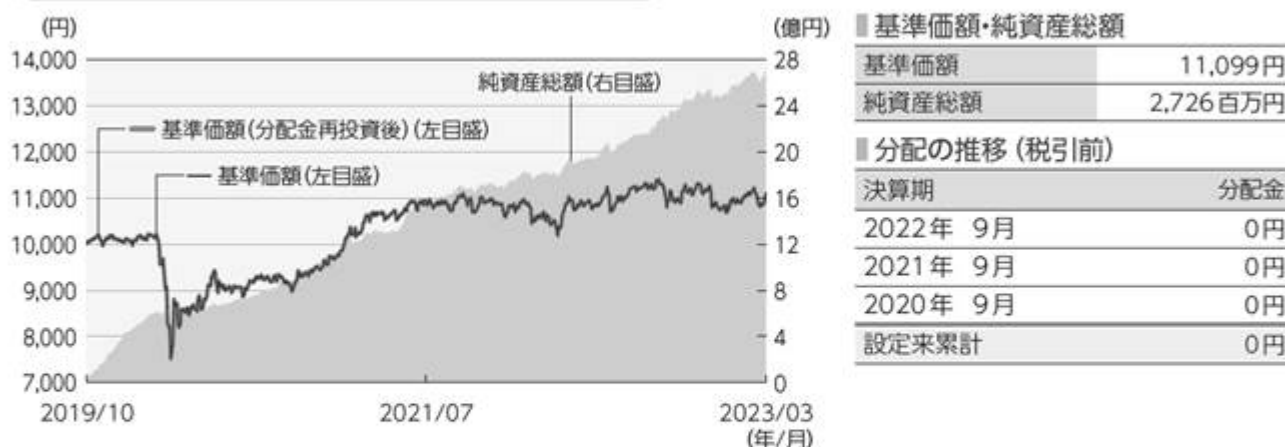
（参考情報）運用実績

データは2023年3月31日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

● 基準価額・純資産の推移

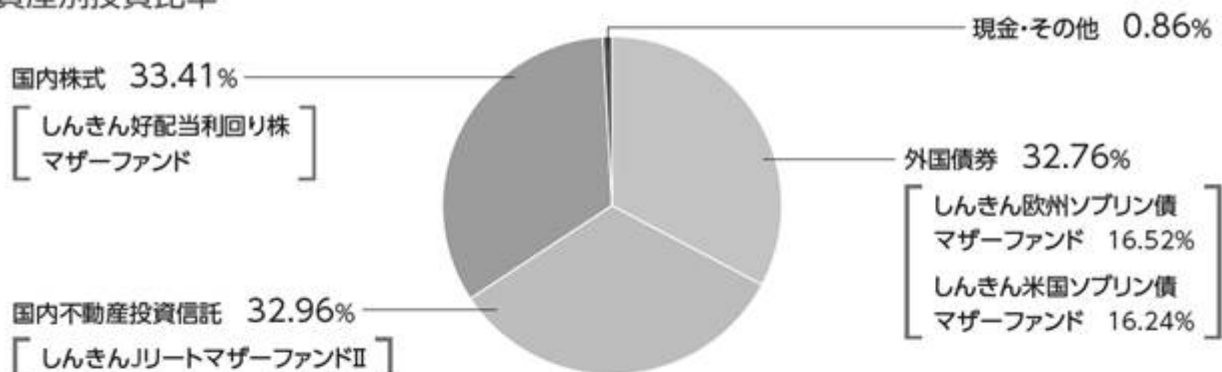


※基準価額および分配金は1万口当たりです。

※基準価額（分配金再投資後）は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

● 主要な資産の状況

■ 資産別投資比率



※投資比率は、しんきん3資産ファンド（1年決算型）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

● 年間収益率の推移（期間:2013年～2023年）



※当ファンドはベンチマークを設定していないため、設定日以前の収益率の推移は表示していません。

※2019年は、10月16日（設定日）から同年最終営業日までの当ファンドの実績収益率を表示しています。

※上記の収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

追加的記載事項

データは2023年3月31日現在です。

■各マザーファンドの組入上位10銘柄

※投資比率は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

	国内株式		
	しんきん好配当利回り株マザーファンド		
	銘柄名	業種	投資比率
1	横浜ゴム	ゴム製品	1.23%
2	参天製薬	医薬品	1.21%
3	東京エレクトロン	電気機器	1.18%
4	ブリヂストン	ゴム製品	1.17%
5	伊藤忠商事	卸売業	1.17%
6	NIPPON EXPRESS ホールディングス	陸運業	1.17%
7	SCREENホールディングス	電気機器	1.17%
8	スター精密	機械	1.16%
9	大塚ホールディングス	医薬品	1.16%
10	太陽ホールディングス	化学	1.16%

	外国債券			
	しんきん欧州ソブリン債マザーファンド			
	銘柄名	利率	満期日	投資比率
1	ドイツ国債	4.75%	2034/07/04	4.87%
2	ドイツ国債	4.00%	2037/01/04	3.98%
3	フランス国債	2.75%	2027/10/25	3.85%
4	スペイン国債	4.20%	2037/01/31	3.83%
5	ドイツ国債	4.75%	2028/07/04	3.76%
6	フランス国債	3.25%	2045/05/25	3.49%
7	フランス国債	4.00%	2038/10/25	3.45%
8	ドイツ国債	1.70%	2032/08/15	3.42%
9	フランス国債	0.50%	2025/05/25	3.33%
10	フランス国債	5.75%	2032/10/25	3.32%

	外国債券			
	しんきん米国ソブリン債マザーファンド			
	銘柄名	利率	満期日	投資比率
1	アメリカ国債	2.750%	2024/02/15	5.58%
2	アメリカ国債	2.875%	2025/05/31	5.32%
3	アジア開発 銀行	1.875%	2030/01/24	5.02%
4	アメリカ国債	2.000%	2025/08/15	5.00%
5	アメリカ国債	2.375%	2024/08/15	4.68%
6	アメリカ国債	3.625%	2044/02/15	4.10%
7	アメリカ国債	2.500%	2024/05/15	4.08%
8	アメリカ国債	1.125%	2025/01/15	4.05%
9	アメリカ国債	3.125%	2042/02/15	3.94%
10	アメリカ国債	1.625%	2026/05/15	3.70%

	国内不動産投資信託（Jリート）	
	しんきんJリートマザーファンドⅡ	
	銘柄名	投資比率
1	GLP 投資法人	6.44%
2	日本プロロジスリート投資法人	4.97%
3	オリックス不動産投資法人	4.77%
4	日本ビルファンド投資法人	4.45%
5	インヴィンシブル投資法人	4.43%
6	野村不動産マスターファンド投資法人	3.75%
7	ジャパン・ホテル・リート投資法人	3.72%
8	日本都市ファンド投資法人	3.67%
9	ユナイテッド・アーバン投資法人	3.57%
10	ジャパンリアルエステイト投資法人	3.42%

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- (2) 販売会社は「自動けいぞく投資約款」を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく自動けいぞく投資の申込みを行います。
- (3) 申込単位は、販売会社が定める単位です。
- (4) 申込みに係る受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た申込手数料を加算した額となります。
収益分配金を再投資する場合の受益権の買付価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (5) 各営業日の午後3時までに受け付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (6) ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、受益権の取得の申込みを受け付けません。ただし、「自動けいぞく投資約款」に従って契約を結んだ取得申込者においては、収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受け付けるものとします。
- (7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止することができます。取得申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。
- (8) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、委託会社までお問い合わせください。

＜照会先＞

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

＜コールセンター＞0120-781812

携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

＜ホームページ＞<https://www.skam.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。
- (2) 各営業日の午後3時までに受け付けた換金（解約）の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。

- (3) ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、受益権の換金（解約）の申込みを受け付けません。
- (4) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (5) 解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額の0.3%を信託財産留保額として控除した価額とします。
- (6) 解約時の課税に関しては、前記「ファンド情報 第1 ファンドの状況」の「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。
- (7) 一部解約金に係る収益調整金（注）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- (8) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、(5)の規定に準じて算定した価額とします。
- (9) 解約代金の支払いは、原則として上記解約請求日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。
- (10) 受託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
- (11) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（注）収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

- ・基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。
- ・基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
- ・基準価額(受益権1口当りの純資産額を1万口単位で表示したもの)は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

- ・「しんきん好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」、「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」および「しんきん」リートマザーファンド」の受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。
- ・外貨建資産の円換算については、原則として我が国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、我が国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は無期限です。ただし、後記「（５）その他」の「ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎年９月21日から翌年９月20日までとします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの繰上償還条項

- １） 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約により受益権の総口数が３億口を下回った場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ２） 委託会社は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ３） 前項の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ４） 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。
- ５） 第２項から前項までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が

生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同じとします。

- 6) 委託会社は、監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 7) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、約款の変更の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- 8) 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2) 委託会社は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 3) 前項の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものと見なします。
- 4) 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6) 第2項から前項までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7) 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることと

なる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書）は、期間満了の1か月前までに当事者のいずれから、別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、毎計算期間の末日（原則9月20日）および償還日を基準に交付運用報告書を作成し、投資信託財産に係る知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（1）収益分配金に対する請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとし、当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（2）償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に依りて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、前記「第２ 管理及び運営」の「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2021年9月22日から2022年9月20日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【しんきん3資産ファンド（1年決算型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2021年9月21日現在)	当期 (2022年9月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	9,647,958	-
コール・ローン	12,054,822	29,384,873
親投資信託受益証券	1,659,495,370	2,267,764,488
未収入金	15,000,000	-
流動資産合計	1,696,198,150	2,297,149,361
資産合計	1,696,198,150	2,297,149,361
負債の部		
流動負債		
未払解約金	13,762,344	202,716
未払受託者報酬	244,812	338,806
未払委託者報酬	7,181,077	9,937,998
未払利息	33	84
その他未払費用	40,906	56,834
流動負債合計	21,229,172	10,536,438
負債合計	21,229,172	10,536,438
純資産の部		
元本等		
元本	1,533,402,927 ^{1, 2}	2,022,607,274 ^{1, 2}
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	141,566,051	264,005,649
（分配準備積立金）	132,631,379	189,509,552
元本等合計	1,674,968,978	2,286,612,923
純資産合計	1,674,968,978	2,286,612,923
負債純資産合計	1,696,198,150	2,297,149,361

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 (自 2020年 9月24日 至 2021年 9月21日)	当期 (自 2021年 9月22日 至 2022年 9月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	219,385,838	96,069,118
営業収益合計	219,385,838	96,069,118
営業費用		
支払利息	9,205	12,973
受託者報酬	416,509	625,926
委託者報酬	12,217,342	18,359,924
その他費用	70,781	107,665
営業費用合計	12,713,837	19,106,488
営業利益又は営業損失（ ）	206,672,001	76,962,630
経常利益又は経常損失（ ）	206,672,001	76,962,630
当期純利益又は当期純損失（ ）	206,672,001	76,962,630
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	33,919,255	1,606,684
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	72,096,780	141,566,051
剰余金増加額又は欠損金減少額	40,910,085	71,008,932
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	18,362,397	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,547,688	71,008,932
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	23,925,280
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	23,925,280
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	141,566,051	264,005,649

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は、前期末が休日のため、2021年9月22日から2022年9月20日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 (2021年9月21日現在)	当期 (2022年9月20日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2021年9月21日現在)	当期 (2022年9月20日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 876,872,493円 期中追加設定元本額 986,550,453円 期中一部解約元本額 330,020,019円	期首元本額 1,533,402,927円 期中追加設定元本額 761,350,038円 期中一部解約元本額 272,145,691円
2 計算期間末日における受益権の総数	1,533,402,927口	2,022,607,274口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 2020年9月24日 至 2021年9月21日)	当期 (自 2021年9月22日 至 2022年9月20日)
1 分配金の計算過程	1 分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 35,000,222円	A 費用控除後の配当等収益額 47,060,030円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 89,512,172円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 28,295,916円
C 収益調整金額 12,828,613円	C 収益調整金額 79,548,798円
D 分配準備積立金額 8,118,985円	D 分配準備積立金額 114,153,606円
E 当ファンドの分配対象収益額 145,459,992円	E 当ファンドの分配対象収益額 269,058,350円
F 当ファンドの期末残存口数 1,533,402,927口	F 当ファンドの期末残存口数 2,022,607,274口
G 10,000口当たり収益分配対象額 948円	G 10,000口当たり収益分配対象額 1,330円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 0円	I 収益分配金金額 0円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 2020年9月24日 至 2021年9月21日)	当期 (自 2021年9月22日 至 2022年9月20日)
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

2．金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (2021年9月21日現在)	当期 (2022年9月20日現在)
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	---	--

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	前期 (2021年9月21日現在)	当期 (2022年9月20日現在)
種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額	当計算期間の損益に含まれた 評価差額
親投資信託受益証券	207,417,604円	95,027,680円
合計	207,417,604円	95,027,680円

（デリバティブ取引等に関する注記）

前期 (2021年9月21日現在)	当期 (2022年9月20日現在)
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 (自 2020年9月24日 至 2021年9月21日)	当期 (自 2021年9月22日 至 2022年9月20日)
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

前期 (2021年9月21日現在)	当期 (2022年9月20日現在)
1口当たり純資産額 1.0923円 (1万口当たり純資産額 10,923円)	1口当たり純資産額 1.1305円 (1万口当たり純資産額 11,305円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	しんきん好配当利回り株マザーファンド	283,844,413	759,993,415	
親投資信託受益証券	しんきんJリートマザーファンド	266,537,558	757,553,047	
親投資信託受益証券	しんきん欧州ソブリン債マザーファンド	237,471,839	376,107,898	
親投資信託受益証券	しんきん米国ソブリン債マザーファンド	184,027,807	374,110,128	
親投資信託受益証券 合計		971,881,617	2,267,764,488	
合計		971,881,617	2,267,764,488	

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「しんきん好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」、「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」及び「しんきんリートマザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきん好配当利回り株マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん好配当利回り株マザーファンド

(1)貸借対照表

区分		2022年9月20日現在
科目	注記 番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		194,346,052
株式		30,540,038,000
未収入金		660,378,350
未収配当金		24,757,700
流動資産合計		31,419,520,102
資産合計		31,419,520,102
負債の部		
流動負債		
未払金		710,808,750
未払解約金		90,000,000
未払利息		561
その他未払費用		2,854
流動負債合計		800,812,165
負債合計		800,812,165
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2	11,435,758,572
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		19,182,949,365
元本等合計		30,618,707,937
純資産合計		30,618,707,937
負債純資産合計		31,419,520,102

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
-----------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2022年9月20日現在
本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022年9月20日現在
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 11,943,640,855円 期中追加設定元本額 1,913,717,127円 期中一部解約元本額 2,421,599,410円
元本の内訳	しんきん3資産ファンド（毎月決算型） 7,914,555,401円 しんきん好配当利回り株ファンド（3ヵ月決算型） 1,142,097,383円 しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型） 1,142,759,855円 しんきん世界アロケーションファンド 364,934,344円 しんきん世界アロケーションファンド（積極型） 368,717,895円 しんきん3資産ファンド（1年決算型） 283,844,413円 しんきんグローバル6資産ファンド（1年決算型） 127,280,863円 しんきん好配当利回り株スペシャル（適格機関投資家限定） 91,568,418円 合計 11,435,758,572円
2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	11,435,758,572口

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

区分	自 2021年 9 月22日 至 2022年 9 月20日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

区分	2022年 9 月20日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	2022年 9 月20日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	978,020,033円
合計	978,020,033円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

2022年9月20日現在
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2021年9月22日 至 2022年9月20日
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2022年9月20日現在
1口当たり純資産額 2.6775円 (1万口当たり純資産額 26,775円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

銘柄	株式数(株)	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
ホクト	173,400	1,915.00	332,061,000	
大林組	348,400	984.00	342,825,600	
大東建託	26,700	14,780.00	394,626,000	
積水ハウス	146,500	2,515.00	368,447,500	
麒麟ホールディングス	153,600	2,280.50	350,284,800	
日本たばこ産業	145,800	2,413.50	351,888,300	
帝人	236,600	1,477.00	349,458,200	
クラレ	316,500	1,077.00	340,870,500	
三菱ケミカルグループ	452,100	711.50	321,669,150	
三洋化成工業	69,900	4,550.00	318,045,000	
太陽ホールディングス	118,800	2,637.00	313,275,600	
マンダム	217,600	1,541.00	335,321,600	
日東電工	39,000	8,640.00	336,960,000	
武田薬品工業	90,200	3,842.00	346,548,400	
アステラス製薬	169,000	1,979.00	334,451,000	
大塚ホールディングス	73,100	4,546.00	332,312,600	
出光興産	99,500	3,435.00	341,782,500	
E N E O Sホールディングス	663,900	505.40	335,535,060	
横浜ゴム	161,700	2,340.00	378,378,000	
ブリヂストン	64,600	5,095.00	329,137,000	
A G C	70,900	4,765.00	337,838,500	
日本製鉄	164,800	2,251.00	370,964,800	
丸一鋼管	117,200	2,997.00	351,248,400	
三井金属鉱業	107,800	3,175.00	342,265,000	
住友電気工業	225,900	1,624.00	366,861,600	

三和ホールディングス	242,300	1,352.00	327,589,600	
L I X I L	133,700	2,329.00	311,387,300	
アマダ	318,000	1,076.00	342,168,000	
小松製作所	116,900	2,814.00	328,956,600	
S A N K Y O	81,400	4,120.00	335,368,000	
マックス	181,100	1,993.00	360,932,300	
日本精工	443,500	777.00	344,599,500	
三菱重工業	68,900	5,191.00	357,659,900	
スター精密	193,200	1,759.00	339,838,800	
日清紡ホールディングス	321,400	1,079.00	346,790,600	
コニカミノルタ	704,000	492.00	346,368,000	
三菱電機	243,600	1,387.50	337,995,000	
マブチモーター	89,400	4,070.00	363,858,000	
日東工業	133,900	2,602.00	348,407,800	
I D E C	114,400	3,025.00	346,060,000	
パナソニック ホールディングス	304,000	1,114.50	338,808,000	
カシオ計算機	256,800	1,344.00	345,139,200	
S C R E E Nホールディングス	34,900	9,010.00	314,449,000	
キヤノン	105,600	3,322.00	350,803,200	
東京エレクトロン	7,200	41,040.00	295,488,000	
デンソー	45,500	7,425.00	337,837,500	
いすゞ自動車	214,300	1,789.00	383,382,700	
トヨタ自動車	155,300	2,048.50	318,132,050	
アイシン	83,300	4,080.00	339,864,000	
本田技研工業	97,600	3,545.00	345,992,000	
S U B A R U	144,100	2,549.00	367,310,900	
ニコン	221,300	1,484.00	328,409,200	
任天堂	5,900	61,830.00	364,797,000	
中部電力	241,400	1,413.00	341,098,200	
中国電力	401,500	773.00	310,359,500	
九州旅客鉄道	119,900	3,145.00	377,085,500	
N I P P O N E X P R E S Sホールディングス	44,100	7,240.00	319,284,000	
住友倉庫	163,600	2,141.00	350,267,600	
B I P R O G Y	109,500	3,185.00	348,757,500	
日本テレビホールディングス	280,000	1,194.00	334,320,000	
日本電信電話	89,300	3,915.00	349,609,500	
ソフトバンク	222,000	1,503.00	333,666,000	
S C S K	148,700	2,247.00	334,128,900	
T K C	96,200	3,495.00	336,219,000	
伊藤忠商事	87,900	3,804.00	334,371,600	
三井物産	113,500	3,317.00	376,479,500	
住友商事	178,600	1,973.00	352,377,800	
サンゲツ	204,100	1,639.00	334,519,900	
リョーサン	153,200	2,339.00	358,334,800	

因幡電機産業	121,800	2,735.00	333,123,000	
ローソン	70,300	4,720.00	331,816,000	
ヤマダホールディングス	721,700	484.00	349,302,800	
サンドラッグ	100,100	3,505.00	350,850,500	
あおぞら銀行	124,900	2,753.00	343,849,700	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	463,700	733.80	340,263,060	
りそなホールディングス	659,200	553.50	364,867,200	
三井住友トラスト・ホールディングス	79,100	4,331.00	342,582,100	
三井住友フィナンシャルグループ	82,600	4,356.00	359,805,600	
みずほフィナンシャルグループ	214,200	1,670.00	357,714,000	
大和証券グループ本社	566,700	616.30	349,257,210	
野村ホールディングス	666,300	505.50	336,814,650	
M S & A D インシュアランスグループ ホールディングス	76,800	4,196.00	322,252,800	
東京海上ホールディングス	42,900	7,899.00	338,867,100	
T & D ホールディングス	223,200	1,523.00	339,933,600	
野村不動産ホールディングス	104,600	3,605.00	377,083,000	
H . U . グループホールディングス	106,100	2,709.00	287,424,900	
ユー・エス・エス	144,700	2,425.00	350,897,500	
日本郵政	350,200	998.60	349,709,720	
メイテック	139,200	2,380.00	331,296,000	
合計	17,226,800		30,540,038,000	

株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分		2022年9月20日現在
科目	注記 番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		33,080,034
コール・ローン		54,998,784
国債証券		12,789,872,736
未収利息		118,154,217
前払費用		12,697,414
流動資産合計		13,008,803,185
資産合計		13,008,803,185
負債の部		
流動負債		
未払利息		158
その他未払費用		1,609
流動負債合計		1,767
負債合計		1,767
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2	8,213,502,608
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		4,795,298,810
元本等合計		13,008,801,418
純資産合計		13,008,801,418
負債純資産合計		13,008,803,185

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2022年 9 月20日現在
本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022年 9 月20日現在
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 7,581,497,070円 期中追加設定元本額 1,877,715,083円 期中一部解約元本額 1,245,709,545円

元本の内訳	しんきん海外ソブリン債セレクション 欧州ソブリン債ポートフォリオ 154,726,474円 しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ 154,373,653円 しんきん3資産ファンド（毎月決算型） 6,437,377,949円 しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型） 644,850,461円 しんきん世界アロケーションファンド 260,130,872円 しんきん世界アロケーションファンド（積極型） 253,029,196円 しんきん3資産ファンド（1年決算型） 237,471,839円 しんきんグローバル6資産ファンド（1年決算型） 71,542,164円 合計 8,213,502,608円
2 本報告書における開示対象 ファンドの計算期間末日にお ける受益権の総数	8,213,502,608口

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

区分	自 2021年 9 月22日 至 2022年 9 月20日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

区分	2022年 9 月20日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。

2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

	2022年9月20日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	1,866,332,574円
合計	1,866,332,574円

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

2022年9月20日現在
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2021年9月22日 至 2022年9月20日
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2022年9月20日現在
1口当たり純資産額 1.5838円
(1万口当たり純資産額 15,838円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式
該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ユーロ	BGB 0.800 06/22/25	500,000.00	487,321.00	
国債証券	ユーロ	BGB 0.800 06/22/27	1,300,000.00	1,233,876.80	
国債証券	ユーロ	BGB 0.900 06/22/29	2,800,000.00	2,596,003.20	

国債証券	ユーロ	BGB 1.600 06/22/47	1,500,000.00	1,200,240.00	
国債証券	ユーロ	BGB 3.000 06/22/34	1,300,000.00	1,364,844.00	
国債証券	ユーロ	BGB 5.000 03/28/35	1,800,000.00	2,270,638.80	
国債証券	ユーロ	DBR 0.000 08/15/31	3,200,000.00	2,754,176.00	
国債証券	ユーロ	DBR 0.250 02/15/29	2,500,000.00	2,287,450.00	
国債証券	ユーロ	DBR 0.500 02/15/26	2,300,000.00	2,220,604.00	
国債証券	ユーロ	DBR 1.000 08/15/25	1,000,000.00	984,730.00	
国債証券	ユーロ	DBR 1.700 08/15/32	800,000.00	793,886.40	
国債証券	ユーロ	DBR 1.750 02/15/24	1,000,000.00	1,005,566.00	
国債証券	ユーロ	DBR 4.000 01/04/37	3,400,000.00	4,290,150.60	
国債証券	ユーロ	DBR 4.750 07/04/28	2,700,000.00	3,148,237.80	
国債証券	ユーロ	DBR 4.750 07/04/34	3,400,000.00	4,459,712.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 0.000 11/25/31	2,200,000.00	1,803,859.20	
国債証券	ユーロ	FRTR 0.500 05/25/25	2,800,000.00	2,705,463.60	
国債証券	ユーロ	FRTR 1.000 05/25/27	1,300,000.00	1,246,180.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 1.250 05/25/34	3,500,000.00	3,070,270.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 1.250 05/25/36	2,100,000.00	1,793,064.54	
国債証券	ユーロ	FRTR 1.500 05/25/31	2,900,000.00	2,765,921.40	
国債証券	ユーロ	FRTR 2.250 05/25/24	2,100,000.00	2,121,086.10	
国債証券	ユーロ	FRTR 2.500 05/25/30	2,000,000.00	2,066,688.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 2.750 10/25/27	3,300,000.00	3,425,730.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 3.250 05/25/45	1,900,000.00	2,095,985.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 4.000 10/25/38	2,700,000.00	3,199,915.80	
国債証券	ユーロ	FRTR 4.250 10/25/23	1,000,000.00	1,029,788.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 5.750 10/25/32	1,700,000.00	2,222,648.00	
国債証券	ユーロ	NETHER 0.000 07/15/31	1,000,000.00	843,156.00	
国債証券	ユーロ	NETHER 0.250 07/15/29	1,400,000.00	1,251,443.20	
国債証券	ユーロ	NETHER 0.500 01/15/40	800,000.00	607,513.60	
国債証券	ユーロ	NETHER 0.750 07/15/27	800,000.00	760,824.00	
国債証券	ユーロ	NETHER 2.500 01/15/33	2,000,000.00	2,072,197.00	
国債証券	ユーロ	RAGB 0.000 02/20/31	300,000.00	247,669.56	
国債証券	ユーロ	RAGB 0.500 04/20/27	1,000,000.00	935,656.00	
国債証券	ユーロ	RAGB 0.750 02/20/28	1,000,000.00	927,988.00	
国債証券	ユーロ	RAGB 1.200 10/20/25	700,000.00	686,446.60	
国債証券	ユーロ	RAGB 1.500 02/20/47	1,200,000.00	975,516.00	
国債証券	ユーロ	RAGB 2.400 05/23/34	1,700,000.00	1,683,085.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 0.800 07/30/29	2,600,000.00	2,309,663.20	
国債証券	ユーロ	SPGB 1.500 04/30/27	2,400,000.00	2,319,086.40	
国債証券	ユーロ	SPGB 1.950 04/30/26	1,900,000.00	1,887,080.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 1.950 07/30/30	2,500,000.00	2,381,520.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 2.150 10/31/25	1,400,000.00	1,404,765.60	
国債証券	ユーロ	SPGB 3.800 04/30/24	1,200,000.00	1,236,398.40	
国債証券	ユーロ	SPGB 4.200 01/31/37	3,100,000.00	3,491,120.80	

国債証券	ユーロ	SPGB 4.700 07/30/41	1,900,000.00	2,295,485.00	
ユーロ 小計			87,900,000.00	88,960,650.60 (12,789,872,736)	
国債証券 合計				12,789,872,736 (12,789,872,736)	
合計				12,789,872,736 (12,789,872,736)	

注1 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

注2 合計欄の（ ）内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。

注3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
ユーロ	国債証券47銘柄	100.0%	100.0%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん米国ソブリン債マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分		2022年9月20日現在
科目	注記 番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		41,241,427
コール・ローン		139,737,720
国債証券		11,735,402,673
特殊債券		1,552,973,129
未収利息		75,993,589
前払費用		2,623,669
流動資産合計		13,547,972,207
資産合計		13,547,972,207
負債の部		
流動負債		
未払解約金		90,000,000
未払利息		403
その他未払費用		988
流動負債合計		90,001,391
負債合計		90,001,391
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2	6,620,232,824
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		6,837,737,992
元本等合計		13,457,970,816
純資産合計		13,457,970,816
負債純資産合計		13,547,972,207

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2022年 9 月20日現在
本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022年 9 月20日現在
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 7,401,394,499円 期中追加設定元本額 1,031,459,642円 期中一部解約元本額 1,812,621,317円

元本の内訳	しんきん海外ソブリン債セレクション 米国ソブリン債ポートフォリオ 160,805,560円 しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ 137,019,793円 しんきん3資産ファンド（毎月決算型） 5,176,360,680円 しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型） 507,284,613円 しんきん世界アロケーションファンド 202,350,324円 しんきん世界アロケーションファンド（積極型） 196,982,268円 しんきん3資産ファンド（1年決算型） 184,027,807円 しんきんグローバル6資産ファンド（1年決算型） 55,401,779円 合計 6,620,232,824円
2 本報告書における開示対象 ファンドの計算期間末日にお ける受益権の総数	6,620,232,824口

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

区分	自 2021年 9 月22日 至 2022年 9 月20日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

区分	2022年 9 月20日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。

2．時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2022年9月20日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	1,329,070,278円
特殊債券	159,893,196円
合計	1,488,963,474円

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

2022年9月20日現在
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2021年9月22日 至 2022年9月20日
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2022年9月20日現在
1口当たり純資産額 2.0329円
(1万口当たり純資産額 20,329円)

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	T-BOND 2.500 05/15/46	3,200,000.00	2,543,249.98	
国債証券	米ドル	T-BOND 3.125 02/15/42	3,500,000.00	3,180,214.83	
国債証券	米ドル	T-BOND 3.125 05/15/48	3,100,000.00	2,806,105.45	

国債証券	米ドル	T-BOND 3.500 02/15/39	2,500,000.00	2,472,753.90	
国債証券	米ドル	T-BOND 3.625 02/15/44	2,200,000.00	2,133,484.36	
国債証券	米ドル	T-BOND 4.375 05/15/40	2,700,000.00	2,955,972.66	
国債証券	米ドル	T-BOND 4.750 02/15/37	3,800,000.00	4,353,226.57	
国債証券	米ドル	T-BOND 5.250 02/15/29	1,100,000.00	1,197,496.09	
国債証券	米ドル	T-BOND 6.250 08/15/23	1,100,000.00	1,122,515.62	
国債証券	米ドル	T-BOND 6.500 11/15/26	1,000,000.00	1,102,109.38	
国債証券	米ドル	T-NOTE 0.625 08/15/30	1,400,000.00	1,123,335.93	
国債証券	米ドル	T-NOTE 0.875 11/15/30	2,600,000.00	2,123,570.29	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.125 01/15/25	2,300,000.00	2,156,070.32	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.250 08/15/31	2,700,000.00	2,239,945.32	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.375 11/15/31	2,500,000.00	2,086,621.10	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.500 02/15/30	3,500,000.00	3,038,027.33	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.625 02/15/26	1,500,000.00	1,392,539.07	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.625 05/15/26	3,700,000.00	3,421,488.27	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.625 08/15/29	2,000,000.00	1,761,796.88	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.000 08/15/25	3,900,000.00	3,695,402.33	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.250 11/15/25	2,500,000.00	2,377,539.05	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.250 11/15/27	3,300,000.00	3,074,414.04	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.500 05/15/24	3,900,000.00	3,804,480.45	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.500 08/15/23	900,000.00	887,695.30	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.625 01/31/26	4,000,000.00	3,842,968.76	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.625 02/15/29	2,900,000.00	2,727,699.22	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.750 02/15/24	5,300,000.00	5,206,628.89	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.750 11/15/23	4,400,000.00	4,336,406.27	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.875 05/31/25	5,500,000.00	5,350,039.09	
国債証券	米ドル	T-NOTE 3.125 11/15/28	3,500,000.00	3,391,582.04	
米ドル 小計			86,500,000.00	81,905,378.79 (11,735,402,673)	
国債証券 合計				11,735,402,673 (11,735,402,673)	
特殊債券	米ドル	ASIA 1.875 01/24/30	5,300,000.00	4,649,531.00	
特殊債券	米ドル	IADB 2.125 01/15/25	2,000,000.00	1,916,380.20	
特殊債券	米ドル	IBRD 0.750 11/24/27	2,200,000.00	1,881,984.98	
特殊債券	米ドル	IBRD 1.875 10/27/26	2,600,000.00	2,390,833.09	
米ドル 小計			12,100,000.00	10,838,729.27 (1,552,973,129)	
特殊債券 合計				1,552,973,129 (1,552,973,129)	
合計				13,288,375,802 (13,288,375,802)	

注 1 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

注 2 合計欄の（ ）内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。

注3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券30銘柄	88.3%	88.3%
	特殊債券 4 銘柄	11.7%	11.7%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

「しんきん」リートマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん」リートマザーファンド

（１）貸借対照表

区分		2022年 9 月20日現在
科目	注記 番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		47,278,573
投資証券		6,233,625,300
未収配当金		51,527,145
流動資産合計		6,332,431,018
資産合計		6,332,431,018
負債の部		
流動負債		
未払金		22,401,064
未払利息		136
その他未払費用		821
流動負債合計		22,402,021
負債合計		22,402,021
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2	2,220,118,614
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		4,089,910,383
元本等合計		6,310,028,997
純資産合計		6,310,028,997
負債純資産合計		6,332,431,018

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
-----------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2022年 9 月20日現在
本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022年 9 月20日現在
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 1,849,922,724円 期中追加設定元本額 1,937,371,505円 期中一部解約元本額 1,567,175,615円
元本の内訳	しんきんグローバル6 資産ファンド（毎月決算型） 1,072,176,384円 しんきん世界アロケーションファンド 415,206,947円 しんきん世界アロケーションファンド（積極型） 346,186,533円 しんきん3 資産ファンド（1 年決算型） 266,537,558円 しんきんグローバル6 資産ファンド（1 年決算型） 120,011,192円 合計 2,220,118,614円
2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	2,220,118,614口

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

区分	自 2021年 9 月22日 至 2022年 9 月20日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

区分	2022年 9 月20日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	2022年 9 月20日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	82,809,347円
合計	82,809,347円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2022年 9 月20日現在
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2021年 9 月22日 至 2022年 9 月20日
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

2022年 9 月20日現在
1口当たり純資産額 2.8422円 (1万口当たり純資産額 28,422円)

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
投資証券	S O S i L A 物流リート投資法人	220	33,990,000	
投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	99	66,330,000	
投資証券	森ヒルズリート投資法人	620	99,820,000	
投資証券	産業ファンド投資法人	830	143,590,000	
投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	380	137,940,000	
投資証券	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	335	75,207,500	
投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	350	154,525,000	
投資証券	G L P 投資法人	1,678	275,695,400	
投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	130	43,810,000	
投資証券	日本プロロジスリート投資法人	718	236,222,000	
投資証券	星野リゾート・リート投資法人	135	91,530,000	
投資証券	イオンリート投資法人	762	121,615,200	
投資証券	ヒューリックリート投資法人	520	89,232,000	
投資証券	日本リート投資法人	177	67,879,500	
投資証券	積水ハウス・リート投資法人	2,097	176,986,800	
投資証券	ケネディクス商業リート投資法人	320	91,040,000	
投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	1,942	326,644,400	
投資証券	ラサールロジポート投資法人	630	107,793,000	
投資証券	スターアジア不動産投資法人	930	54,963,000	
投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	231	117,348,000	
投資証券	大江戸温泉リート投資法人	530	35,722,000	
投資証券	投資法人みらい	490	24,475,500	
投資証券	森トラスト・ホテルリート投資法人	417	56,003,100	
投資証券	三菱地所物流リート投資法人	155	72,695,000	

投資証券	C R E ロジスティクスファンド投資法人	220	46,508,000	
投資証券	アドバンス・ロジスティクス投資法人	179	27,834,500	
投資証券	日本ビルファンド投資法人	553	370,510,000	
投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	455	292,565,000	
投資証券	日本都市ファンド投資法人	3,355	370,727,500	
投資証券	オリックス不動産投資法人	1,663	327,112,100	
投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	373	152,370,500	
投資証券	東急リアル・エステート投資法人	523	103,344,800	
投資証券	グローバル・ワン不動産投資法人	450	51,300,000	
投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	1,476	229,518,000	
投資証券	森トラスト総合リート投資法人	400	58,480,000	
投資証券	インヴィンシブル投資法人	4,410	196,245,000	
投資証券	フロンティア不動産投資法人	202	108,878,000	
投資証券	平和不動産リート投資法人	695	108,142,000	
投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	233	74,443,500	
投資証券	福岡リート投資法人	495	85,338,000	
投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人	156	111,696,000	
投資証券	いちごオフィスリート投資法人	530	46,534,000	
投資証券	大和証券オフィス投資法人	116	81,548,000	
投資証券	阪急阪神リート投資法人	246	39,237,000	
投資証券	大和ハウスリート投資法人	837	264,492,000	
投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	2,988	209,160,000	
投資証券	大和証券リビング投資法人	780	93,990,000	
投資証券	ジャパンエクセレント投資法人	610	82,594,000	
投資証券 合計		36,641	6,233,625,300	
合計		36,641	6,233,625,300	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

【中間財務諸表】

- 1．当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2022年9月21日から2023年3月20日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

しんきん3資産ファンド（1年決算型）

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 （2022年9月20日現在）	当中間計算期間末 （2023年3月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	3,858,755
コール・ローン	29,384,873	10,428,881
親投資信託受益証券	2,267,764,488	2,592,203,493
未収入金	-	10,000,000
流動資産合計	2,297,149,361	2,616,491,129
資産合計	2,297,149,361	2,616,491,129
負債の部		
流動負債		
未払解約金	202,716	-
未払受託者報酬	338,806	408,800
未払委託者報酬	9,937,998	11,991,539
未払利息	84	30
その他未払費用	56,834	68,550
流動負債合計	10,536,438	12,468,919
負債合計	10,536,438	12,468,919
純資産の部		
元本等		
元本	^{1, 2} 2,022,607,274	^{1, 2} 2,408,256,762
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	264,005,649	195,765,448
（分配準備積立金）	189,509,552	181,615,176
元本等合計	2,286,612,923	2,604,022,210
純資産合計	2,286,612,923	2,604,022,210
負債純資産合計	2,297,149,361	2,616,491,129

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 (自 2021年 9 月22日 至 2022年 3 月21日)	当中間計算期間 (自 2022年 9 月21日 至 2023年 3 月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	34,172,692	96,560,995
営業収益合計	34,172,692	96,560,995
営業費用		
支払利息	6,231	7,311
受託者報酬	287,120	408,800
委託者報酬	8,421,926	11,991,539
その他費用	48,858	71,176
営業費用合計	8,764,135	12,478,826
営業利益又は営業損失 ()	42,936,827	109,039,821
経常利益又は経常損失 ()	42,936,827	109,039,821
中間純利益又は中間純損失 ()	42,936,827	109,039,821
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ()	1,370,265	1,759,402
期首剰余金又は期首欠損金 ()	141,566,051	264,005,649
剰余金増加額又は欠損金減少額	24,351,767	51,569,932
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	24,351,767	51,569,932
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,567,076	12,529,714
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,567,076	12,529,714
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 ()	113,784,180	195,765,448

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前計算期間末 (2022年 9 月20日現在)	当中間計算期間末 (2023年 3 月20日現在)
1 信託財産に係る期 首元本額、期中追 加設定元本額及び 期中一部解約元本 額	期首元本額 1,533,402,927円 期中追加設定元本額 761,350,038円 期中一部解約元本額 272,145,691円	期首元本額 2,022,607,274円 期中追加設定元本額 486,253,738円 期中一部解約元本額 100,604,250円
2 中間計算期間末日 における受益権の 総数	2,022,607,274口	2,408,256,762口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 (自 2021年 9 月22日 至 2022年 3 月21日)	当中間計算期間 (自 2022年 9 月21日 至 2023年 3 月20日)
該当事項はありません。	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	前計算期間末 (2022年 9 月20日現在)	当中間計算期間末 (2023年 3 月20日現在)
1 . 中間貸借対照表計 上額、時価及びそ の差額	時価で計上しているため、その差額は ありません。	同左
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に 関する注記) に記載してありま す。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以 外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品は、短期間で 決済され、時価は帳簿価額と近 似していることから、当該金融 商品の帳簿価額を時価としてお ります。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以 外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	--	----

（デリバティブ取引等に関する注記）

前計算期間末 (2022年9月20日現在)	当中間計算期間末 (2023年3月20日現在)
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

前計算期間末 (2022年9月20日現在)	当中間計算期間末 (2023年3月20日現在)
1口当たり純資産額 1.1305円 (1万口当たり純資産額 11,305円)	1口当たり純資産額 1.0813円 (1万口当たり純資産額 10,813円)

（参考情報）

当ファンドは、「しんきん好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」、「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」及び「しんきんJリートマザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきん好配当利回り株マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん好配当利回り株マザーファンド

（１）貸借対照表

区分		2023年 3 月20日現在
科目	注記 番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託		90,551,581
コール・ローン		244,729,647
株式		28,171,419,740
未収配当金		59,255,900
流動資産合計		28,565,956,868
資産合計		28,565,956,868
負債の部		
流動負債		
未払解約金		250,000,000
未払利息		709
その他未払費用		2,126
流動負債合計		250,002,835
負債合計		250,002,835
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2	10,414,858,873
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		17,901,095,160
元本等合計		28,315,954,033
純資産合計		28,315,954,033
負債純資産合計		28,565,956,868

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023年 3 月20日現在
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 11,435,758,572円 期中追加設定元本額 1,146,151,767円 期中一部解約元本額 2,167,051,466円
元本の内訳	しんきん 3 資産ファンド（毎月決算型） 7,559,427,252円 しんきん好配当利回り株ファンド（3 ヶ月決算型） 1,165,585,986円 しんきんグローバル 6 資産ファンド（毎月決算型） 1,147,343,857円 しんきん 3 資産ファンド（1 年決算型） 313,502,375円 しんきんグローバル 6 資産ファンド（1 年決算型） 145,199,843円 しんきん好配当利回り株スペシャル（適格機関投資家限定） 83,799,560円 合計 10,414,858,873円
2 本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における受益権の総数	10,414,858,873口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年 3 月20日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2023年 3 月20日現在
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

2023年 3 月20日現在
1口当たり純資産額 2,7188円
(1万口当たり純資産額 27,188円)

「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

（１）貸借対照表

区分		2023年 3 月20日現在
科目	注記 番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		27,806,763
金銭信託		19,659,456
コール・ローン		53,132,720
国債証券		12,104,453,817
未収利息		141,177,289
前払費用		17,579,594
流動資産合計		12,363,809,639
資産合計		12,363,809,639
負債の部		
流動負債		
未払解約金		5,000,000
未払利息		153
その他未払費用		2,152
流動負債合計		5,002,305
負債合計		5,002,305
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2	8,072,177,239
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		4,286,630,095
元本等合計		12,358,807,334
純資産合計		12,358,807,334
負債純資産合計		12,363,809,639

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023年 3 月20日現在
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 8,213,502,608円 期中追加設定元本額 1,021,981,698円 期中一部解約元本額 1,163,307,067円
元本の内訳	しんきん海外ソブリン債セレクション 欧州ソブリン債ポートフォリオ 149,215,039円 しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ 154,373,653円 しんきん 3 資産ファンド（毎月決算型） 6,708,875,518円 しんきんグローバル 6 資産ファンド（毎月決算型） 678,345,823円 しんきん 3 資産ファンド（1 年決算型） 290,406,943円 しんきんグローバル 6 資産ファンド（1 年決算型） 90,960,263円 合計 8,072,177,239円
2 本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における受益権の総数	8,072,177,239口

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年 3 月20日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2023年 3 月20日現在
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

2023年 3 月20日現在
1口当たり純資産額 1.5310円 (1万口当たり純資産額 15,310円)

「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん米国ソブリン債マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分		2023年 3 月20日現在
科目	注記 番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		29,240,321
金銭信託		17,379,795
コール・ローン		46,971,583
国債証券		10,680,204,607
特殊債券		1,642,014,215
未収利息		64,292,999
前払費用		31,338
流動資産合計		12,480,134,858
資産合計		12,480,134,858
負債の部		
流動負債		
未払解約金		5,000,000
未払利息		136
その他未払費用		1,684
流動負債合計		5,001,820
負債合計		5,001,820
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2	6,480,186,871
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		5,994,946,167
元本等合計		12,475,133,038
純資産合計		12,475,133,038
負債純資産合計		12,480,134,858

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023年 3 月20日現在
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 6,620,232,824円 期中追加設定元本額 874,342,278円 期中一部解約元本額 1,014,388,231円
元本の内訳	しんきん海外ソブリン債セクション 米国ソブリン債ポートフォリオ 159,319,631円 しんきん海外ソブリン債セクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ 125,712,299円 しんきん 3 資産ファンド（毎月決算型） 5,354,587,005円 しんきんグローバル 6 資産ファンド（毎月決算型） 538,969,358円 しんきん 3 資産ファンド（1 年決算型） 229,017,345円 しんきんグローバル 6 資産ファンド（1 年決算型） 72,581,233円 合計 6,480,186,871円
2 本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における受益権の総数	6,480,186,871口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年 3 月20日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2023年 3 月20日現在
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

2023年 3 月20日現在
1口当たり純資産額 1.9251円 (1万口当たり純資産額 19,251円)

「しんきん」リートマザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん」リートマザーファンド

(1) 貸借対照表

区分		2023年 3 月20日現在
科目	注記 番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託		3,182,217
コール・ローン		8,600,432
投資証券		4,187,874,000
未収配当金		68,510,010
流動資産合計		4,268,166,659
資産合計		4,268,166,659
負債の部		
流動負債		
未払金		10,087,400
未払利息		24
その他未払費用		874
流動負債合計		10,088,298
負債合計		10,088,298
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2	1,647,573,102
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		2,610,505,259
元本等合計		4,258,078,361
純資産合計		4,258,078,361
負債純資産合計		4,268,166,659

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023年 3 月20日現在
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 2,220,118,614円 期中追加設定元本額 1,066,886,617円 期中一部解約元本額 1,639,432,129円
元本の内訳	しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型） 1,163,220,335円 しんきん3資産ファンド（1年決算型） 330,570,291円 しんきんグローバル6資産ファンド（1年決算型） 153,782,476円 合計 1,647,573,102円
2 本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における受益権の総数	1,647,573,102口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年3月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2023年3月20日現在
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

2023年3月20日現在
1口当たり純資産額 2,5845円 (1万口当たり純資産額 25,845円)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2023年3月31日現在）

しんきん3資産ファンド（1年決算型）

資産総額	2,728,578,723 円
負債総額	2,122,787 円
純資産総額（ — ）	2,726,455,936 円
発行済数量	2,456,575,829 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1099 円

（参考）しんきん好配当利回り株マザーファンド

資産総額	30,000,888,220 円
負債総額	121,601,195 円
純資産総額（ — ）	29,879,287,025 円
発行済数量	10,437,158,165 口
1口当たり純資産額（ / ）	2.8628 円

（参考）しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

資産総額	12,518,948,313 円
負債総額	3,866 円
純資産総額（ — ）	12,518,944,447 円
発行済数量	8,072,177,239 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5509 円

（参考）しんきん米国ソブリン債マザーファンド

資産総額	12,472,184,839 円
負債総額	3,210 円
純資産総額（ — ）	12,472,181,629 円
発行済数量	6,481,239,060 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.9244 円

（参考）しんきんJリートマザーファンド

資産総額	4,422,075,513 円
負債総額	22,047,903 円
純資産総額（ — ）	4,400,027,610 円
発行済数量	1,665,518,375 口
1口当たり純資産額（ / ）	2.6418 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

(2) 受益者名簿
該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典
該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、振替法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間ににおける主な資本の額の増減はありません。

（2）当社の機構

○会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補充または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

○投資運用の意思決定機構

商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用本部運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。経営管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・コンプライアンス・運用管理委員会

当委員会において、事務局である経営管理部は、信託財産の運用リスク管理状況ならびに運用に関する法令・諸規則および諸決定事項の遵守状況等の報告を行います。また、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

- ・コンプライアンス・運用管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。
- ・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。
- ・コンプライアンス統括責任者を経営管理部担当役員、コンプライアンス管理責任者を経営管理部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。
- ・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

上記の内容は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2023年3月31日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	102	1,019,102
単位型公社債投資信託	30	75,108
単位型株式投資信託	71	148,191
合計	203	1,242,402

（注）純資産総額は百万円未満を切り捨てています。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条および第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表ならびに中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査および中間監査を受けております。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (2021年3月31日現在)		当事業年度 (2022年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(資産の部)		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		6,652,162		7,486,067
前払費用			24,867		27,313
未収入金			13		1,045
未収委託者報酬			521,584		572,846
未収運用受託報酬	*2		7,827		8,285
未収収益			13		12
その他の流動資産			4,099		6,110
流動資産計			7,210,568		8,101,681
固定資産					
有形固定資産	*1		67,627		103,051
建物		57,883		76,506	
器具備品		9,744		26,545	
無形固定資産			27,218		49,778
ソフトウェア		25,925		48,287	
電話加入権		959		959	
その他		333		530	
投資その他の資産			40,268		44,398
投資有価証券		1,344		676	
長期前払費用		2,556		2,074	
繰延税金資産		36,367		41,646	
固定資産計			135,114		197,227
資産合計			7,345,683		8,298,909

		前事業年度 (2021年3月31日現在)		当事業年度 (2022年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			386,391		427,644
未払手数料	*2	326,663		353,955	
その他未払金		59,727		73,689	
未払法人税等			133,176		217,075
未払消費税等			21,468		49,120
未払事業所税			2,070		2,157
賞与引当金			75,201		84,794
その他の流動負債			4,323		4,125
流動負債計			622,632		784,917
固定負債					
退職給付引当金			120,397		141,018
役員退職慰労引当金			32,355		28,302
固定負債計			152,752		169,320
負債合計			775,385		954,237
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
株主資本			6,570,454		7,344,548
資本金			200,000		200,000
利益剰余金			6,370,454		7,144,548
利益準備金		2,000		2,000	
その他利益剰余金		6,368,454		7,142,548	
別途積立金		5,560,000		6,210,000	
繰越利益剰余金		808,454		932,548	
評価・換算差額等			156		122
その他有価証券評価差額金			156		122
純資産合計			6,570,298		7,344,671
負債・純資産合計			7,345,683		8,298,909

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日		当事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			5,125,325		5,745,722
運用受託報酬	*1		99,617		125,440
営業収益計			5,224,942		5,871,163
営業費用					
支払手数料	*1		2,510,182		2,827,107
広告宣伝費			30,252		38,844
調査費			633,852		719,301
調査研究費		431,831		494,049	
委託調査費		202,020		225,252	
営業雑経費			66,540		69,306
印刷費		57,538		59,716	
郵便料		193		151	
電信電話料		3,323		4,750	
協会費		5,484		4,687	
営業費用計			3,240,827		3,654,560
一般管理費					
給料			609,880		649,835
役員報酬		62,524		62,899	
給料・手当		399,530		427,106	
賞与		59,582		66,091	
法定福利費		81,816		88,426	
福利厚生費		6,425		5,311	
賞与引当金繰入			75,201		84,794
退職給付費用			62,682		69,495
役員退職慰労引当金繰入			14,403		10,947
交際費			1,255		1,233
旅費交通費			1,622		1,417
租税公課			22,600		25,175
不動産賃借料			62,833		62,794
固定資産減価償却費			27,327		27,295
諸経費			145,001		151,092
一般管理費計			1,022,808		1,084,081
営業利益			961,307		1,132,522
営業外収益					
受取利息	*1		114		80
受取配当金			133		-
その他営業外収益			317		404
営業外収益計			565		484
営業外費用					

投資有価証券償還損			-		541
雑損失			1,257		1,357
営業外費用計			1,257		1,899
経常利益			960,614		1,131,106

		前事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日		当事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
特別損失					
固定資産除却損			-		6,910
特別損失計			-		6,910
税引前当期純利益			960,614		1,124,196
法人税、住民税および事業税			301,451		355,435
法人税等調整額			1,260		5,332
当期純利益			657,902		774,094

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	4,650,000	1,060,551	5,712,551	5,912,551
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	910,000	910,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	657,902	657,902	657,902
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	910,000	252,097	657,902	657,902
当期末残高	200,000	2,000	5,560,000	808,454	6,370,454	6,570,454

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	20	20	5,912,531
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	657,902
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	135	135	135
当期変動額合計	135	135	657,766
当期末残高	156	156	6,570,298

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	5,560,000	808,454	6,370,454	6,570,454
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	650,000	650,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	774,094	774,094	774,094
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	650,000	124,094	774,094	774,094
当期末残高	200,000	2,000	6,210,000	932,548	7,144,548	7,344,548

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	156	156	6,570,298
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	774,094
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	278	278	278
当期変動額合計	278	278	774,372
当期末残高	122	122	7,344,671

重要な会計方針

	当事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	その他有価証券 時価のあるもの：投資信託は、当事業年度末日の市場価格に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年 ～ 50年 器 具 備 品 3年 ～ 20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
4. 収益および費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。 (1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

これによる当財務諸表に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

これに伴い、その他有価証券のうち投資信託の評価について、原則として決算期末前1か月の市場価格の平均に基づく時価法から、事業年度末日の市場価格に基づく時価法に変更しております。

これによる当財務諸表に与える影響は軽微であります。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

（未適用の会計基準等）

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会）

（1）概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の2021年6月17日の改正は、2019年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

（2）適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年3月31日現在)	当事業年度 (2022年3月31日現在)
建 物	77,047千円	76,762千円
器具備品	48,009千円	39,961千円

* 2 関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2021年3月31日現在)	当事業年度 (2022年3月31日現在)
普通預金	5,490,924千円	6,300,936千円
定期預金	1,000,000千円	1,000,000千円
未収運用受託報酬	3,150千円	3,150千円
未払手数料	148,731千円	169,395千円

(損益計算書関係)

* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日	当事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
運用受託報酬	90,790千円	116,149千円
受取利息	112千円	77千円
支払手数料	2,028,702千円	2,271,960千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

１．発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

１．発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

（リース取引関係）

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	1,344	1,344	—
合計	1,344	1,344	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

投資有価証券：投資信託は、基準価額によっております。

（注2）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
（1）預金	6,651,897	6,651,897	—
（2）未収委託者報酬	521,584	521,584	—
（3）未収運用受託報酬	7,827	7,827	—
合計	7,181,309	7,181,309	—

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	676	676	—
合計	676	676	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

投資有価証券：投資信託は、基準価額によっております。

（注2）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
（1）預金	7,485,714	7,485,714	—
（2）未収委託者報酬	572,846	572,846	—
（3）未収運用受託報酬	8,285	8,285	—
合計	8,066,845	8,066,845	—

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

「時価の算定に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に定める経過措置を適用し、投資信託については記載を省略しています。

なお、貸借対照表における当該投資信託の金額は676千円です。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	698	500	198
小計	698	500	198
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	645	1,000	354
小計	645	1,000	354
合計	1,344	1,500	156

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	676	500	176
小計	676	500	176
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
合計	676	500	176

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

（収益認識に関する注記）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	当事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
委託者報酬	5,745,722
運用受託報酬	125,440
合計	5,871,163

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針]4. 収益および費用の計上基準に記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

２．確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (2021年3月31日現在)	当事業年度 (2022年3月31日現在)
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	109,538	120,397
退職給付費用	16,733	20,620
退職給付の支払額	5,873	—
制度への拠出額	—	—
退職給付引当金の期末残高	120,397	141,018

（２）退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2021年3月31日現在)	当事業年度 (2022年3月31日現在)
	千円	千円
非積立型制度の退職給付債務	120,397	141,018
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	120,397	141,018
退職給付引当金	120,397	141,018
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	120,397	141,018

（３）退職給付費用

	前事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日	当事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
	千円	千円
簡便法で計算した退職給付費用	16,733	20,620

３．複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度 43,129千円、当事業年度 46,591千円であります。

	前事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日	当事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
(1) 直近の積立状況に関する事項	(2020年3月31日現在)	(2021年3月31日現在)
	千円	千円
年金資産の額	1,575,980,891	1,732,930,232
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	1,718,649,720	1,817,887,929
差引額	<u>142,668,829</u>	<u>84,957,696</u>
(2) 掛金に占める当社の拠出割合	(2020年3月分) 0.0836%	(2021年3月分) 0.0950%
(3) 補足説明	上記（１）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高189,351,085千円および年金財政計算上の別途積立金46,682,256千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。	上記（１）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高178,469,134千円および年金財政計算上の別途積立金93,511,437千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日現在)	当事業年度 (2022年3月31日現在)
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	23,026	25,963
役員退職慰労引当金	9,907	8,666
退職給付引当金繰入限度超過額	36,865	43,179
未払事業税	9,243	11,209
未払事業所税	634	660
その他有価証券評価差額金	47	—
その他	3,463	3,866
繰延税金資産 小計	83,188	93,546
評価性引当額	46,820	51,845
繰延税金資産 合計	36,367	41,700
繰延税金負債	千円	千円
その他有価証券評価差額金	—	54
繰延税金負債 合計	—	54
繰延税金資産の純額	36,367	41,646

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	90,790

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	116,149

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1．関連当事者との取引

(1)親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998 百万円	信用金庫 連合会事業	直接 (被所有) 100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の 代行手数料 運用受託報酬 出向者 人件費 事務所 賃借料	2,028,702 千円 90,790 千円 58,911 千円 49,958 千円	未払 手数料	148,731 千円

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000 百万円	証券業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の 代行手数料	438,730 千円	未払 手数料	93,587 千円

（注）1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1．関連当事者との取引

(1)親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有)100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料 運用受託報酬 出向者人件費 事務所賃借料	2,271,960千円 116,149千円 48,246千円 49,958千円	未払手数料	169,395千円

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	520,398千円	未払手数料	108,687千円

（注）1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日	当事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
1株当たり純資産額	1,642,574円61銭	1,836,167円82銭
1株当たり当期純利益金額	164,475円67銭	193,523円54銭

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

２．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日	当事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
当期純利益金額	657,902千円	774,094千円
普通株主に帰属しない金額	—千円	—千円
普通株式に係る当期純利益金額	657,902千円	774,094千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

当中間会計期間末 2022年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		7,836,173
前払費用		43,571
未収委託者報酬		617,900
未収運用受託報酬		3,944
その他の流動資産		6,101
流動資産計		8,507,691
固定資産		
有形固定資産 * 1		97,938
建物	72,447	
器具備品	25,491	
無形固定資産		50,610
ソフトウェア	49,159	
電話加入権	959	
その他	491	
投資その他の資産		33,769
投資有価証券	636	
長期前払費用	1,561	
繰延税金資産	31,570	
固定資産計		182,318
資産合計		8,690,009

当中間会計期間末 2022年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(負債の部)		
流動負債		
未払金		453,501
未払手数料	379,219	
その他未払金	74,281	
未払法人税等		173,190
未払消費税等		38,362
未払事業所税		1,137
前受収益		53,672
賞与引当金		62,560
その他の流動負債		4,349
流動負債計		786,774
固定負債		
退職給付引当金		142,244
役員退職慰労引当金		33,702
固定負債計		175,946
負債合計		962,721
(純資産の部)		
株主資本		7,727,192
資本金		200,000
利益剰余金		7,527,192
利益準備金	2,000	
その他利益剰余金	7,525,192	
別途積立金	6,990,000	
繰越利益剰余金	535,192	
評価・換算差額等		94
その他有価証券評価差額金	94	
純資産合計		7,727,287
負債・純資産合計		8,690,009

(2) 中間損益計算書

当中間会計期間 自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
営業収益		
委託者報酬		2,948,317
運用受託報酬		56,396
営業収益計		3,004,714
営業費用		
支払手数料		1,453,806
広告宣伝費		17,933
調査費		375,960
調査研究費	265,622	
委託調査費	110,337	
営業雑経費		34,933
印刷費	30,088	
郵便料	31	
電信電話料	2,452	
協会費	2,360	
営業費用計		1,882,633
一般管理費		
給料		305,938
役員報酬	31,449	
給料・手当	221,610	
賞与	1,340	
法定福利費	48,680	
福利厚生費	2,856	
賞与引当金繰入		62,560
退職給付費用		38,719
役員退職慰労引当金繰入		5,400
交際費		1,202
旅費交通費		3,066
租税公課		13,134
不動産賃借料		31,556
固定資産減価償却費 * 1		15,147
諸経費		86,211
一般管理費計		562,935
営業利益		559,144
営業外収益		
受取利息		42
その他営業外収益		312
営業外収益計		355
営業外費用		
雑損失		1,026
営業外費用計		1,026
経常利益		558,473

当中間会計期間 自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円

特別損失		
固定資産除却損	3,250	
特別損失計		3,250
税引前中間純利益		555,223
法人税、住民税および事業税		162,491
法人税等調整額		10,087
中間純利益		382,644

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	6,210,000	932,548	7,144,548	7,344,548
当中間期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	780,000	780,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	382,644	382,644	382,644
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	780,000	397,355	382,644	382,644
当中間期末残高	200,000	2,000	6,990,000	535,192	7,527,192	7,727,192

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	122	122	7,344,671
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
中間純利益	—	—	382,644
株主資本以外の項目の当中間期変 動額（純額）	27	27	27
当中間期変動額合計	27	27	382,616
当中間期末残高	94	94	7,727,287

重要な会計方針

項 目	当中間会計期間 自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 投資信託は、中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年～50年 器具備品 3年～20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当中間会計期間末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4. 収益および費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。 (1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基

準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、当該適用指針の適用に伴う、当中間財務諸表への影響はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	当中間会計期間末 2022年9月30日	
* 1 有形固定資産の減価償却累計額	建物	77,367千円
	器具備品	37,385千円

（中間損益計算書関係）

項 目	当中間会計期間 自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日	
* 1 減価償却実施額	有形固定資産	7,946千円
	無形固定資産	7,200千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

（金融商品関係）

当中間会計期間末（2022年9月30日）

１．金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	636	636	—
合計	636	636	—

（注）上記表中の投資有価証券の中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	—	636	—	636
合計	—	636	—	636

（２）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

（有価証券関係）

その他有価証券

当中間会計期間末（2022年9月30日）

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	636	500	136
合計	636	500	136

（収益認識に関する注記）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間 自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日		
委託者報酬	2,948,317	千円
運用受託報酬	56,396	千円
合計	3,004,714	千円

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 4 収益および費用の計上基準に記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

1．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	52,217

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日	
1株当たり純資産額	1,931,821円94銭
1株当たり中間純利益	95,661円06銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注)算定上の基礎	
1株当たり中間純利益	
中間純利益	382,644千円
普通株主に帰属しない金額	— 千円
普通株式に係る中間純利益	382,644千円
期中平均株式数	4,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1 - (1) 名称

信金中央金庫(指定登録金融機関)(販売会社)

(2) 資本の額(出資の総額) 690,998百万円(2022年3月末現在)

(3) 事業の内容

全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

2 - (1) 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

(2) 資本の額 324,279百万円(2022年3月末現在)

(3) 事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

・名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・資本の額 10,000百万円(2022年3月末現在)

・事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 信金中央金庫(販売会社)

委託会社の指定する登録金融機関として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(2) 三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金および償還金の委託会社への交付等を行います。

3【資本関係】

信金中央金庫は、委託会社の発行済株式総数4,000株を全て保有します。

第3【その他】

1 目論見書の表紙および裏表紙の記載等について

- (1) 使用開始日を記載します。
- (2) 当ファンドのロゴマークを記載することがあります。
- (3) ファンドの形態等を記載することがあります。
- (4) 「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (5) 販売会社の名称、ロゴマークを記載することがあります。
- (6) 委託会社の名称、ロゴマーク、問い合わせ先を記載することがあります。
- (7) 受託会社の名称を記載することがあります。
- (8) 目論見書の表紙に図案を採用することがあります。
- (9) 請求目論見書は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる旨、また約款は請求目論見書に添付されている旨を記載することがあります。（交付目論見書の場合）
- (10) 金融商品取引法に定める目論見書である旨を記載することがあります。
- (11) 金融商品取引法の規定に基づき、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）である旨を記載することがあります。（請求目論見書の場合）
- (12) 当ファンドの手續・手数料等の概要を記載することがあります。
- (13) 当ファンドの購入にあたっては、交付目論見書を十分に読むべきである旨を記載することがあります。

2 目論見書の表紙裏の記載について

次の事項を記載することがあります。

- (1) 当ファンドに関して、委託会社が有価証券届出書を監督官庁に提出している旨。
- (2) 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、法令に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行う旨。
- (3) 当ファンドの信託財産は、受託会社により分別管理されている旨。
- (4) 請求目論見書は、販売会社に対して投資者の請求があった場合に交付される旨。また、販売会社に請求目論見書を請求した場合は、当該請求を行った旨を投資者が記録しておくべきである旨。（交付目論見書の場合）
- (5) 当ファンドの商品分類および属性区分、また、これらの詳細な情報を一般社団法人投資信託協会のホームページで確認できる旨。
- (6) 委託会社の情報
- (7) 当ファンドについて略称を用いることがある旨。

3 本有価証券届出書の本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の記載内容について、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

4 請求目論見書に投資信託約款の全文を記載します。

5 目論見書は電子媒体等により作成されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2022年6月14日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小松崎 謙
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年12月2日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 鶴田 光夫

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん3資産ファンド（1年決算型）の2021年9月22日から2022年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきん3資産ファンド（1年決算型）の2022年9月20日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の

注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年12月15日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

岩崎

裕男

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断によ

り、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年6月2日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん3資産ファンド（1年決算型）の2022年9月21日から2023年3月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきん3資産ファンド（1年決算型）の2023年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年9月21日から2023年3月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） １． 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。